

## 2 - 2 出来形管理基準及び規格値



【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I-1	
		2	掘削工（面管理の場合）			I-2	
		3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			I-3	
	1-2-3-3	1	盛土工				I-3
		2	盛土工（面管理の場合）				I-4
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強 土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法			I-5
							I-5
							I-5
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部			I-5
	1-2-3-6		堤防天端工				I-5
	第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			I-6
2			掘削工（面管理の場合）			I-7	
1-2-4-3		1	路体盛土工				I-8
		2	路体盛土工（面管理の場合）				I-9
1-2-4-4		1	路床盛土工				I-8
		2	路床盛土工（面管理の場合）				I-9
1-2-4-5			法面整形工	盛土部			I-10
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I-10	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		I-11
				軽量鋼矢板		I-11
				コンクリート矢板		I-11
				広幅鋼矢板		I-11
				可とう鋼矢板		I-11
	3-2-3-5		緑石工	緑石・アスカープ		I-11
	3-2-3-6		小型標識工			I-11
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I-12
				転落（横断）防止柵		I-12
				車止めポスト		I-12
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I-12
		2	路側防護柵工	ガードケープル		I-12
	3-2-3-9		区画線工			I-13
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I-13
				距離標		I-13
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			I-13
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		I-14
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		I-14
	3-2-3-13	1	ボーステンション桁製作工			I-15
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		I-15
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			I-15
	3-2-3-15		PCボックス工			I-16
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			I-16
		2	PC押し出し箱桁製作工			I-17
	3-2-3-17		根固めブロック工			I-17
	3-2-3-18		沈床工			I-18
	3-2-3-19		捨石工			I-18
	3-2-3-22		階段工			I-18
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I-18
		2	伸縮装置工	鋼製フィンジョイント		I-19
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		I-19
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I-19
		2	多自然型護岸工	かごマット		I-19
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		I-20
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		I-20
	3-2-3-28		プレキャストカバート工	プレキャストボックス工		I-20
				プレキャストパイプ工		I-20
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I-21
				L型側溝工		I-21
				自由勾配側溝		I-21
管渠					I-21	
2	側溝工	場所打水路工		I-21		

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		I-21	
	3-2-3-30		集水樹工			I-22	
	3-2-3-31		現場塗装工			I-22	
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I-23	
				砕石基礎工		I-23	
				割ぐり石基礎工		I-23	
				均しコンクリート		I-23	
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		I-23	
				プレキャスト		I-24	
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I-24	
				鋼管杭		I-24	
				H鋼杭		I-24	
	3-2-4-4	2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		I-24	
						I-24	
3-2-4-5		場所打杭工			I-24		
3-2-4-6		深礎工			I-25		
3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			I-25		
3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			I-25		
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			I-26		
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I-26	
				コンクリートブロック張り		I-26	
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I-26	
	3-2-5-4	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I-27	
				緑化ブロック工		I-27	
3-2-5-5		石積（張）工			I-27		
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I-28	
				アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-29
				アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-30
				アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-31
				アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-32
				アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-33
				アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-34
				アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-35
				アスファルト舗装工	基層工		I-36
				アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-37
				アスファルト舗装工	表層工		I-38
				アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-39

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I-40
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-41
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-42
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-43
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-44
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-45
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-46
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-47
		9	半たわみ性舗装工	基層工		I-48
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-49
		11	半たわみ性舗装工	表層工		I-50
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-51
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I-52
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-53
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-54
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-55
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-56
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-57
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-58
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-59
		9	排水性舗装工	基層工		I-60
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-61
		11	排水性舗装工	表層工		I-62
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-63
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I-64
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		I-65
		3	透水性舗装工	表層工		I-66
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-67

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-68	
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-69	
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		I-70	
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-71	
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		I-72	
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-73	
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工			I-74
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）			I-75
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工			I-76
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）			I-77
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工			I-78
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）			I-79
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層			I-80
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）			I-81
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工			I-82
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）			I-83
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）			I-84
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）			I-85
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）			I-86
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）			I-87
15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）			I-88		
16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）			I-89		
17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）			I-90		
18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）			I-91		
19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工			I-92		
20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）			I-93		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I-94	
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-94	
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-95	
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-95	
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-95	
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-96	
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-96	
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-97	
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-97	
		5	ブロック舗装工	基層工		I-97	
	3-2-6-15		路面切削工			I-98	
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-98	
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			I-98	
		2	オーバーレイ工	（面管理の場合）		I-99	
	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-100
		3-2-7-3		置換工			I-100
		3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		I-101
2			表層安定処理工	（ICT施工の場合）		I-101	
3-2-7-5			バイルネット工			I-101	
3-2-7-6			サンドマット工			I-102	
3-2-7-7				バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-102
				ベーパードレーン工		I-102	
				袋詰式サンドドレーン工		I-102	
3-2-7-8			締固め改良工	サンドコンパクションバイル工		I-102	
3-2-7-9		1	固結工	粉末噴射攪拌工		I-103	
	高圧噴射攪拌工				I-103		
	スラリー攪拌工				I-103		
	生石灰バイル工				I-103		
3-2-7-9	2	固結工	中層混合処理		I-103		
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		I-103	
				鋼矢板		I-103	
				アンカー工		I-104	
				連節ブロック張り工		I-104	
				締切盛土		I-104	
	3-2-10-5	5	土留・仮締切工	中詰盛土		I-104	
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			I-105	
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			I-105	
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-119		



【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第12節 工場製作工 (共通)	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費 (金属支承工)		I-105
		2	一般事項	鋳造費 (大型ゴム支承工)		I-107
		3	一般事項	仮設材製作工		I-107
		4	一般事項	刃口金物製作工		I-107
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		I-108
		シミュレーション仮組検査を実施する場合			I-109	
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I-110
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工 (仮組立時)		I-111
	3-2-12-4		検査路製作工		I-113	
第12節 工場製作工 (共通)	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I-113
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			I-114
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			I-114
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			I-114
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			I-115
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			I-115
	3-2-12-11		工場塗装工			I-116
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工 (鋼橋)	クレーン架設		I-117
				ケーブルクレーン架設		I-117
				ケーブルエレクション架設		I-117
				架設桁架設		I-117
				送出し架設		I-117
				トラベラークレーン架設		I-117
		架設工 (コンクリート橋)	クレーン架設		I-118	
			架設桁架設		I-118	
		架設工 支保工	固定		I-118	
			移動		I-118	
		架設桁架設	片持架設		I-118	
			押出し架設		I-118	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I-118
				張芝工		I-118
				筋芝工		I-118
				市松芝工		I-118
				植生シート工		I-118
				植生マット工		I-118
				植生筋工		I-118
				人工張芝工		I-118
				植生穴工		I-118
				2	植生基材吹付工	
	客土吹付工		I-119			
3-2-14-3			吹付工(仮設を含む)	コンクリート		I-120
				モルタル		I-120
3-2-14-4	1		法枠工	現場打法枠工		I-121
				現場吹付法枠工		I-121
3-2-14-4	2		法枠工	プレキャスト法枠工		I-121
				3-2-14-6		アンカー工
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I-122
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工		I-122	
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		I-123
				多数アンカー式補強土工法		I-123
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-123
3-2-15-4		井桁ブロック工		I-123		
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I-124
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		I-124
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		I-125
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工		I-125	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 計量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-101	
	6-1-4-3		バイルネット工		3-2-7-5バイルネット工	I-101	
	6-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	I-102	
	6-1-4-5		締め固め改良工		3-2-7-8締め固め改良工	I-102	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-103	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-23	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-23	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26	
	6-1-7-4		護岸付属物工			I-126	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-27	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26	
	6-1-7-7		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-27	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-120	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	I-118	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-5	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-20
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	I-20	
かご枠					3-2-3-27羽口工	I-20	
連節ブロック張り					3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I-26	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-122	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-17	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-18	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-18	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-20
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	I-20	
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-18	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-18	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-20
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-20
6-1-10-8		杭出し水制工			I-126		
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-28	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-74	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-94
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-96
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21
	6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-22
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-11
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-13
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	I-11
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			I-126
	6-1-13-4		ハンドホール工			I-127
第2章 浚渫（川）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	I-124
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-124
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-124
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	I-124
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	I-103
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		I-127
				ヒューム管		I-127
				P C管		I-127
				コルゲートパイプ		I-127
	2	函渠工	ダクタイル鋳鉄管		I-127	
P C函渠			3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-20		
6-3-5-7		翼壁工			I-128	
6-3-5-8		水叩工			I-128	
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-17
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-18
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-18
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-20	
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21
	6-3-7-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-22
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I-21
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-20
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	I-18
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-108

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-113
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-114
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-115
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-114
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-107
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-116
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	6-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	I-11
	6-4-6-7		床版工			I-128
	6-4-6-8		堰柱工			I-128
	6-4-6-9		門柱工			I-128
	6-4-6-10		ゲート操作台工			I-128
6-4-6-11		胸壁工			I-128	
第6節 水門本体工	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	I-128
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-128
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-17
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-18
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-18
	6-4-7-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	I-20 I-20
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	I-18
第9節 鋼管橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-117
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-117
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-117
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-117
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-117
	6-4-9-9		架設工(トラバラークレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-117
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-22
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-125
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-18
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-161
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-161
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-161
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-161
第14節 コンクリート管理橋上部工(P C橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-14

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理橋 上部工(PC橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	I-15
	6-4-14-4		プレキャストセグメ ント桁製作工(購入 工)		3-2-3-13プレキャストセグ メント桁製作工(購入工)	I-15
	6-4-14-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	I-15
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	6-4-14-7		架設工(クレーン架 設)		3-2-13架設工(コンクリ ート橋)	I-118
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリ ート橋)	I-118
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-125
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第15節 コンクリート管理橋 上部工(PCホロー スラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
	6-4-15-5		PCホロースラブ製 作工		3-2-3-15PCホロースラブ 製作工	I-16
第16節 橋梁付属物工(コン クリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-18
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-161
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-161
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-161
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-161
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-28
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-40
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I-52
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I-64
	6-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グースアスファ ルト舗装工	I-68
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装 工	I-74
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-94
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-96
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I-107
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-108
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-113
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製 作工	I-113
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製 作工	I-114
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製 作工	I-115
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作 工		3-2-12-9プレビーム用桁 製作工	I-115
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製 作工	I-114
	6-5-3-12		アンカーフレーム製 作工		3-2-12-8アンカーフレーム 製作工	I-114

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-107
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-116
第5節 計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-25
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-25
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	I-128
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	I-128
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	I-128
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	I-128
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-128
	6-5-6-13		閘門工			I-128
	6-5-6-14		土砂吐工			I-128
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
6-5-7-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
6-5-7-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-25
6-5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-25
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
6-5-7-8			堰本体工			I-128
6-5-7-9			水叩工			I-128
6-5-7-10			土砂吐工			I-128
6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122	
第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			I-129
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			I-129
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-22
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-125
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-18
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-161

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管 管理橋)	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-161
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-161
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-161
第15節 コンクリート管理橋 上部工 (PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製 作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション桁 製作工 (購入工)	I-14
	6-5-15-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	I-15
	6-5-15-4		プレキャストセグメ ント桁製作工 (購入 工)		3-2-3-13プレキャストセグ メント桁製作工 (購入工)	I-15
	6-5-15-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	I-15
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	6-5-15-7		架設工 (クレーン架 設)		3-2-13架設工 (コンクリ ート橋)	I-118
	6-5-15-8		架設工 (架設桁架 設)		3-2-13架設工 (コンクリ ート橋)	I-118
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-125
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第16節 コンクリート管理橋 上部工 (P Cホロー スラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
	6-5-16-5		P Cホロースラブ製 作工		3-2-3-15 P Cホロースラブ 製作工	I-16
第17節 コンクリート管理橋 上部工 (P C箱桁 橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	6-5-17-4		P C箱桁製作工		3-2-3-16 P C箱桁製作工	I-16
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第18節 橋梁付属物工(コン クリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-18
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-161
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-161
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-161
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-161
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	I-18
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第4節 機場本体内工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
	6-6-4-6		本体内工			I-131
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I-131
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24



【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	6-6-5-7		コンクリート床版工			I-131
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	I-17
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-21
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	I-131
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		I-131
				植石張り	3-2-5-5石積(張)工	I-27
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I-17
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		I-131
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
			根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I-17	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	I-131
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	I-131
	6-7-5-6		側壁工			I-131
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	I-131
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	I-27
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-23
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	I-5
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-74
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-28
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護欄工	I-12
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護欄工		3-2-3-7防止柵工	I-12
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	I-13
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	I-126
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	I-127
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	I-118
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-5
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	I-118

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	I-20
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I-26
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
				石張り	3-2-5-5石積(張)工	I-27
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	I-118
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	I-27
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-98
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-98
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-98
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	I-21
				集水樹工	3-2-3-30集水樹工	I-22
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	I-11
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-22
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-13

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-101
	7-1-4-3		バイルネット工		3-2-7-5バイルネット工	I-101
	7-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	I-102
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-102
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-103
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-18
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			I-132
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			I-132
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-23
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-23
第6節 護岸工	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
	7-1-6-3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-27
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			I-132
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			I-133
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			I-133
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			I-133
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-27
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	I-133
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-20
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-127
	7-1-12-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-22
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-21
				プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	I-21
				コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-21
				タグタイル铸铁管	3-2-3-29暗渠工	I-21
7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-21	
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	I-18
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-28
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-74
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-94
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21
	7-1-14-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-22
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-11

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-13	
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-13	
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-11	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8	
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			I-134	
	7-2-4-5		吸出し防止工			I-134	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			I-134	
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			I-135	
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24	
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24	
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11	
	7-2-5-9		石枠工			I-135	
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			I-135	
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			I-136
		2	ケーソン工	ケーソン工据付			I-136
	7-2-5-12	3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			I-136
	1	セルラー工	セルラー工製作			I-137	
	2	セルラー工	セルラー工据付			I-137	
	3	セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			I-137	
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			I-137	
	7-2-6-3		根固めブロック工			I-138	
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-18	
	7-2-7-3		消波ブロック工			I-138	
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)							
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			I-138	
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	I-134	
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-18	
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	I-135	
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	I-136	
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	I-137	
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I-135	
第4章 浚渫(海岸)							
第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-124	
第4節 浚渫工(グラブ船)	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-124	

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 養浜						
第3節 軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第4節 砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	I-138

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	I-111
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			I-139
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-116
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-118
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-120
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-121
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-20	
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			I-139
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-139
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			I-139
	8-1-8-8		水叩工			I-140
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過程		I-140
				透過程		I-141
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I-143
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-139
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-140
8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-22	
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-17
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-18
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-20	
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-28
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-74
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-94
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21
	8-1-12-9		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-22
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-11
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-13
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-13
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-11
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-23
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	I-27
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-126
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	I-118
第5節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-139
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-139
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-139
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-140
	8-2-5-8		魚道工			I-143
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-17
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-18
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-20
かごマット				3-2-3-26多自然型護岸工	I-19	
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	I-18
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
第3章 斜面対策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-118
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-120
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-20
	8-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	I-121
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-121
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-122
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	I-123
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-123
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	I-151
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-21
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			I-143
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I-21
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-21
	8-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-22
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			I-144
	8-3-7-5		集水井工			I-144
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	I-103

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	I-25
	8-3-9-6		合成杭工			I-144



【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		I-145
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		I-145
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		I-146
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		I-147
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			I-148
	9-2-4-6		フィルターの盛立			I-148
	9-2-4-7		ロックの盛立			I-148
	9-2		フィルダム (洪水吐)			I-149
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			I-149

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 道路改良							
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		I-150	
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I-116	
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-100	
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-100	
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	I-102	
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-102	
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-102	
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	I-103	
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-118	
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-120	
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121	
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-121	
	10-1-5-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-20
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	I-20	
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8	
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24	
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24	
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122	
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-122	
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		3-2-15-3補強土壁工	I-123
				多数アンカー式補強土工法		3-2-15-3補強土壁工	I-123
ジオテキスタイルを用いた補強土工法					3-2-15-3補強土壁工	I-123	
10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-123		
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26	
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-27	
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24	
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24	
	10-1-9-6		場所打函渠工			I-150	
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-20	
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21	
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-21	
	10-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-22	
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-21	
	10-1-10-7		場所排水路工		3-2-3-29場所排水路工	I-21	
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-21	
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I-150	
	10-1-11-5		落石防護柵工			I-150	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			I-151
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I-151
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I-151
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I-151
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-100
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-100
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-28
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-40
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I-52
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I-64
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-68
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-74
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-94
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-96
	10-2-4		歩道路盤工			I-152
	10-2-4		取合舗装路盤工			I-152
	10-2-4		路肩舗装路盤工			I-152
	10-2-4		歩道舗装工			I-152
	10-2-4		取合舗装工			I-152
	10-2-4		路肩舗装工			I-152
10-2-4		表層工			I-152	
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-2-5-5		集水樹（街渠樹）・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-22
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-21
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-21
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			I-153
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-11
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I-153
				ラバーシュー		I-153
				アンカーボルト		I-153
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-12
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-11
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I-153
		2	大型標識工	標識柱工		I-153

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-13
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-13
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I-154
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I-154
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-18
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I-107
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I-155
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-114
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-116
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-25
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-25
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-25
	10-3-6-8		橋台躯体工			I-156
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-25
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-25
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-25
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I-26
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		I-157
				重力式		I-157
			半重力式		I-157	
	2	橋脚躯体工	ラーメン式		I-158	
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-25
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-25
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-25
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I-26
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		I-158
				門型		I-159
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		I-159
				門型		I-159
	10-3-8-11		現場継手工			I-159

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-22
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-23
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-23
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-11
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-126
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-27
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-27
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I-19
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-120
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	I-118
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-5
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-20
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-20	
		かご枠		3-2-3-27羽口工	I-20	
		連節ブロック張り		3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I-26	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-122
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-108
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-113
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-113
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-114
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-115
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-114
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I-160
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	I-108
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-114
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-116
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-117
	10-4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-117
	10-4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-117

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	10-4-5-9		架設工（トラベラー クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		
2		支承工	ゴム支承			I-160
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-22
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-125
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-18
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I-161
	10-4-8-5		地覆工			I-161
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I-161
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I-161
	10-4-8-8		検査路工			I-161
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-24
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-24
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-158
				T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-158
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-117
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-22
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I-115
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-114
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-113
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-113
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-116
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-14
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-14
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-15
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I-15
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-15
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-118
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-118
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-125

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		I-162
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-117
	10-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-117
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-125
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-16
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-16
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-16
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-16
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-16
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-118
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	I-17
	10-5-12-3		架設工(押し架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-118
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-18
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-161
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-161
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-161
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-161
第6章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I-162
	10-6-4-4		ロックボルト工			I-162
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I-163
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	I-163
	10-6-5-5		床版コンクリート工			I-163
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			I-164
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-21
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I-164

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			I-165
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-116
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I-166
	10-11-6-4		カラー継手工			I-166
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I-166
		2	防水工	防水保護工		I-166
	3	防水工	防水壁		I-167	
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I-167
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		I-167
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		I-168
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	I-168
	10-12-6-2		ハンドホール工			I-168
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工 (管路部)	I-167
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	I-168
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-98
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-98
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			I-169
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-98
	10-14-4-7		路上再生工			I-169
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-94
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-14-5-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-22
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-21
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-21
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-21
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-12
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-11
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-153
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-13
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-154
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-154
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-122



【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-27
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-150
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-20
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-118
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-120
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-121
	10-14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	I-20 I-20
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-18
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-161
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-161
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-161
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-161
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-13
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I-170
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-114
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-98
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-98
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	I-169
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-98
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	I-169
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-94
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-21
	10-16-6-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-22
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-21
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-21
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-21
第7節 縁石工	10-16-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-11
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-12
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-12
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-12
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-11
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-153
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-13
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-13

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-154
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-154
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-8
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-122
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-122
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-26
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-27
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-150
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-20
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-118
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-120
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-121
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-121
	10-16-17-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	I-20 I-20
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	I-150
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	I-150
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I-151
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I-151
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	I-170
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	I-160
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	I-160
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-18
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-161
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-161
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-161
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-161
10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-161	
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-22
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-13

【第13編 農地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 バイブライン工	13-1-5-1		管水路			I-171
	13-1-4-1		管水路			I-171
	13-1-4-1		管体基礎工（砂基礎等）			I-171
第2章 ため池	13-2		ため池	堤体工		I-172
	13-2-3		ため池	刃金工		I-172
	13-2		洪水吐工			I-172
	13-2		樋管工同上付帯構造物	土砂吐ゲート等		I-173
第3章 農用地造成	13-3-2-5		テラス	階段畑		I-174
	13-3-2-7		耕土掘り起し			I-174
	13-3		道路工	耕作道		I-174
	13-3-2-5		改良山成			I-174
第4章 ほ場整備工	13-4-3-1		表土扱い			I-175
	13-4-3-5		基礎整地、表土整地			I-175
	13-4-3-4		畦畔工			I-175
	13-4-4-1		道路工	砂利道		I-175
			管路施設	管路工		I-176
			マンホール施設	全体		I-176
			マンホール施設	取付管		I-176
			公共ます	全体		I-177
			中継ポンプ施設	ポンプます		I-177
			中継ポンプ施設	圧送管		I-177
			汚水処理施設	コンクリート構造物		I-178
			汚水処理施設	ばっ気沈砂槽		I-178
			汚水処理施設	流量調節槽		I-178
			汚水処理施設	沈砂分離施設		I-178
			汚水処理施設	回分槽		I-179
			汚水処理施設	沈殿施設		I-179
			汚水処理施設	消毒施設		I-179
			汚水処理施設	汚泥濃縮槽		I-179
			汚水処理施設	汚泥濃縮貯留槽		I-179
			汚水処理施設	汚泥貯留槽		I-179
			頭首工			I-180
			フリユーム	開水路		I-180

【第14編 森林土木編】

第2節 法面工	14-1-2-1		特殊モルタル吹付工			I-181
---------	----------	--	-----------	--	--	-------

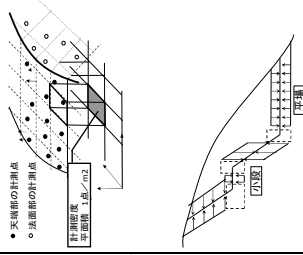
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
1	2	3	2	1	掘削工	<table border="1"> <tr> <td>基準高▽</td> <td>±50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法長φ</td> <td>φ&lt;5m</td> <td>-200</td> </tr> <tr> <td>φ≥5m</td> <td>法長-4%</td> </tr> </table>	基準高▽	±50	法長φ	φ<5m	-200	φ≥5m	法長-4%	<p>施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のもは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。</p>		1-2-3-2
基準高▽	±50															
法長φ	φ<5m	-200														
	φ≥5m	法長-4%														

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編				掘削工 (面管理の場合)	平面	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TSS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TSS(ノンリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「FR、TK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、または「地と移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合その他本基準に規定する評価精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
						法面 (小段含む)	±70	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が異なる場合は評価区間を分割するが、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

出来形管理基準及び規格値



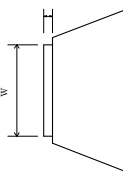
編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
1	共通編	2	土工			埋設工 (水中埋) (面管理の場合)	<table border="1"> <tr> <td>平均値</td> <td>個々の計測値</td> </tr> <tr> <td>±50</td> <td>±300</td> </tr> <tr> <td>±70</td> <td>±300</td> </tr> </table>	平均値	個々の計測値	±50	±300	±70	±300	<p>1. 3次元レーザによる出来形管理に おいて「距離測深機器を用いた出来形 管理要領(河川築港)(案)」(施 工関係)を用いた出来形管理要領(河 (河川浚渫工事編)(案)」に基づき、 出来形管理を面管理で実施する場合、 そのほか本基準に規定する計測精度・ 計測密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面面と法面の全面とし、 すべての点で設計面との標高較差を算 出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影 面積当たり)以上とする。</p>						
		平均値	個々の計測値																	
±50	±300																			
±70	±300																			
3	河川・海岸・砂防土工																			
2	土工					盛土工	<table border="1"> <tr> <td>基準高▽</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td>法長φ</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>φ&lt;5m</td> <td>法長-2%</td> </tr> <tr> <td>φ≥5m</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>幅 w<sub>1</sub>, w<sub>2</sub></td> <td></td> </tr> </table>	基準高▽	-50	法長φ	-100	φ<5m	法長-2%	φ≥5m	-100	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>		<p>施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m 以下のもは1施工箇所につき2ヶ 所。</p> <p>基準高は各法層で測定。 ただし、「T S等光波方式を用いた出 来形管理要領(土工編)(案)」また は「RTK-GNSSを用いた出来形管 理要領(土工編)(案)」の規定によ り測点による管理を行う場合は、設計 図書に定める測点毎。基準高は各法層で測 定。</p>		1-2-3-3
		基準高▽	-50																	
法長φ	-100																			
φ<5m	法長-2%																			
φ≥5m	-100																			
幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>																				
3	河川・海岸・砂防土工																			

単位：mm

## 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編									
2	土工									
3	河川・海岸・砂防土工									
			3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端 法面 4割<勾配 法面 4割≧勾配 (小段含む) ※ただし、 ここでは勾 配は、鉛直 方向の長さ 1に、対す る、水平方 向の長さX をX割と表 したものと す。	個々の計測値 平均値 -50 -50 -60	1、3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「空中写真測量(無人航空 機)を用いた出来形管理要領(土工 編)(案)」、「無人航空機搭載型 レーザースキャナーを用いた出来形管 理要領(土工編)(案)」、「TS(ト ス)方式を用いた出来形管理要領(土 工編)(案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた出来形管 理要領(土工編)(案)」または「RT K-GNSSを用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2、個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。 3、計測は天端面と法面(小段を 含む)の全面とし、全ての点で設計面と の標高差を算出する。計測密度は1 点/㎡(平面投影面積当たり)以上と する。 4、法面、法尻から水水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。 5、評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、あるいは規格値の条件の最も厳し い値を採用する。	1-2-3-3	
単位：mm										

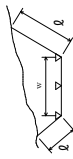
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
1	共通編	2	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)積工法) (多層アンカー式補強 土工法)ニキスタイルを 用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。		1-2-3-4
							厚さ t	-50			
							控え長さ	設計値以上			
1	共通編	2	3	5		法面整形工 (盛土層)	厚さ t	※-30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5
							幅	-25			
1	共通編	2	3	6		堤防式補工	厚さ t	-50	幅は、施工延長20mにつき1ヶ所、延 長20m以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、 200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							幅	-100			
							高さ t	t < 15cm t ≥ 15cm			

単位：mm



出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	土工	4	2	1	掘削工	基礎高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所		1-2-4-2
								法長φ	-200			
								φ<5m				
								φ≥5m	法長-4%			
								幅	-100			

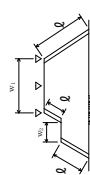
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
1	2	4	2	2	掘削工 (面管理の場合)	<table border="1"> <tr> <td>平面</td> <td>標高較差</td> <td>個々の計測値</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法面 (小段 含む)</td> <td>水平または 標高較差</td> <td>平均値</td> </tr> <tr> <td>水平または 標高較差</td> <td></td> </tr> </table>	平面	標高較差	個々の計測値	法面 (小段 含む)	水平または 標高較差	平均値	水平または 標高較差		<p>1. 3次元データによる出来形管理において、地上型レーザスキャナ（機）を用いた出来形管理要領（土工編）、「空中写真測量（無人航空機）」、「無人航空機搭載型レーザスキャナ」を用いた出来形管理要領（土工編）、「TSS（ノンプリズム方式）」、「地上移動体搭載型レーザスキャナ」を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が異なる場合は、評価区間を分割する必要がある場合は規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	<p>● 天候面の計測点 ○ 法面側の計測点 計測密度 1点/m<sup>2</sup> 計測密度 1点/m<sup>2</sup> 平面</p>	
平面	標高較差	個々の計測値															
法面 (小段 含む)	水平または 標高較差	平均値															
	水平または 標高較差																

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 $\nabla$ $0 < 5m$ 法長 $0$ $0 \geq 5m$ 幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$ $-100$ 法長 $-2\%$ $-100$	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4

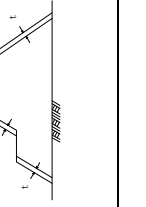
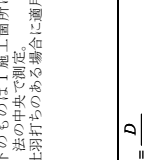
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

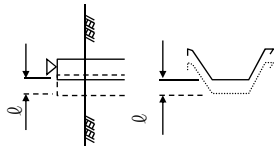
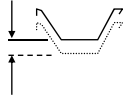
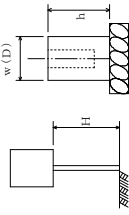
単位：mm

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	2	4	3	2	路床堅土工 路床堅土工 (面管理の場合)	天端	平均値 ±50	1、3次元レーザによる出来形管理において、「地上型」が、キャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編(案))、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「ITS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編(案))」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	<p>●天端面の計測点 ○法面面の計測点 ■天端面 ○法面</p>	
		法面 (小段含む)	±80	±100		2、個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。	3、計測は天端面と法面(小段を含む)の至面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/配(平面投影面積当たり)以上とする。	4、法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。		

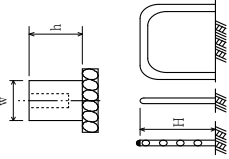
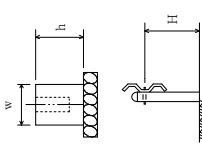
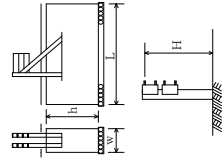
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	土工	4	5	法面整形工 (盛土部)		厚さ t	※-30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1ヶ所、施工箇所につき2ヶ所、法面の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
								平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編：標準7編2章 2.1) 参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かっ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版行 (P.C橋含む) の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋は全配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
1	共通編	3	無筋、鉄筋コンクリート	7	4	組立て		かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上			

出来形管理基準及び規格値

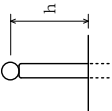
編		章	節	条	仕様	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4	基準高▽	尖板工(指定仮設・任意仮設は除く) (細尖板) (軽量鋼尖板) (ノンクリート尖板) (広幅鋼尖板) (可とう鋼尖板)	根入長	±50	基準高は施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4
					変位θ		設計値以上 100				
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5	延長L	縁石工 (縁石・アスカープ)		-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「T S等光設方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6	設置高さH	小型懸工		設計値以上	1ヶ所/1基礎 基礎1基毎		3-2-3-6
					基礎		幅w(D)	-30			
							高さh 根入れ長	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
3	土木工事共通編	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定、測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7
								高さ h	-30			
								パイプ取付高 H	+30 -20			
3	土木工事共通編	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長20m 20m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8
								高さ h	-30			
								パイプ取付高 H	+30 -20			
3	土木工事共通編	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケープル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8
								高さ h	-30			
								延長 L	-100			
							ケープル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			

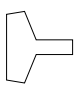
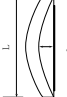
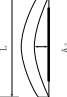
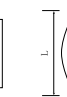


単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストポイントにより測定。		3-2-3-9
							幅 w	設計値以上			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (埋線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	舗道路幅防止用乾式II-82「表-II.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出し、照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

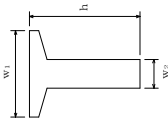


出来形管理基準及び規格値

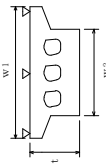
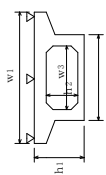
編		章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事共通編	2	3	12	1	プレランジョン桁製作工(購入工) (けた橋)	プレランジョン桁製作工(購入工)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりや中央の直とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	3-2-3-12
								断面の外形寸法	$\pm 5$			
								橋桁のそり $\delta_1$	$\pm 8$			
								横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$			
3	土木工事共通編	2	3	12	2	プレランジョン桁製作工(購入工) (スラブ桁)	プレランジョン桁製作工(購入工)	桁長 L (m)	$\pm 10 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \dots$ $L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりや中央の直とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	3-2-3-12
								断面の外形寸法	$\pm 5$			
								橋桁のそり $\delta_1$	$\pm 8$			
								横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$			

単位：mm

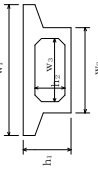
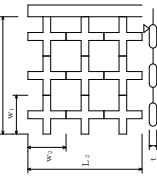
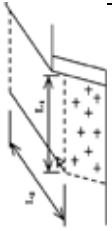
出来形管理基準及び規格値

		単位：mm								
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事共通編	2	一般施工	1	ポストテンション桁製作工	幅(上) $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後法に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 $\phi$ ：支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコングリート構造物(橋梁)は、重要構造物であり、内空断面構造が認められる場合、工部製のバート、工部製の製品は全ての工種(内外)の既設の配管状況及びゆがり等による変位を考慮し、コンクリート構造物中の配管状態及びゆがり測定箇所「も併せて説明する」も併せて説明する
						幅(下) $w_2$	±5			
						高さ h	+10 -5			
						桁長 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (0-5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内			
						横方向最大タワミ	0.80			
3	土木工事共通編	2	一般施工	2	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長 $\phi$	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所所で測定。		3-2-3-13
						支間長	—			
						断面の外形寸法 (mm)	—			
						横方向最大タワミ	0.80			
3	土木工事共通編	2	一般施工	14	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 $\phi$	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (0-5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後法に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする $\phi$ ：支間長 (m)		3-2-3-14
						支間長	—			
						断面の外形寸法 (mm)	—			
						横方向最大タワミ	0.80			

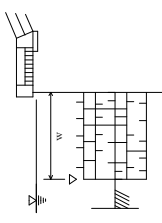
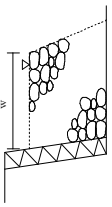
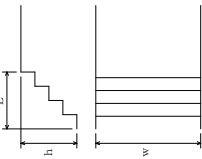
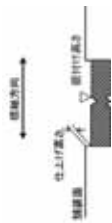
出来形管理基準及び規格値

		単位：mm								
編	章	節	条	仕様	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編8-2-18-2床版工に準ずる。 $\phi$ ：桁長 (m)		<p>3-2-3-15</p> <p>(注) 新設のコンクリート構造物(橋上構造物)は、重要構造物である内空断面種である以上のホックスカルバート(工脚製製品)は、その形状及びかぶり(外)の鉄筋の配筋状況は、その形状及びかぶり(外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりも併せて測出する</p>
						幅 $w_1, w_2$	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
	桁 長 $\phi$	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ ± (φ-5) か $\nabla$ -30mm以内								
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編8-2-18-2床版工に準ずる。 $\phi$ ：桁長 (m)		<p>3-2-3-16</p> <p>(注) 新設のコンクリート構造物(橋上構造物)は、重要構造物である内空断面種である以上のホックスカルバート(工脚製製品)は、その形状及びかぶり(外)の鉄筋の配筋状況は、その形状及びかぶり(外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりも併せて測出する</p>
						幅 (上) $w_1$	$-5 \sim +30$			
						幅 (下) $w_2$	$-5 \sim +30$			
	内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$								
	高 さ $h_1$	+10 -5								
	内空高さ $h_2$	+10 -5								
	桁 長 $\phi$	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ ± (φ-5) か $\nabla$ -30mm以内								

出来形管理基準及び規格値

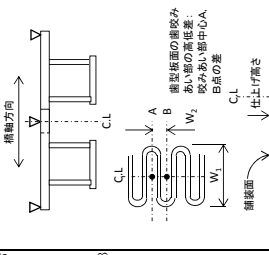



編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考									
3	土木工事共通編	2	3	16	2	P.C押出し箱桁製作工	幅(上) $w_1$	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 $\phi$ 、桁長(m)		<p>3-2-3-16</p> <p>注) 床版のコンクリート、押出し箱、梁上、桁梁等に対する重座構造物である内空断面種別可成り以上のボックスカパルパート工、鋼製ハルパート工、鋼製製品は全ての工種において対象となるが、(外)1の鉄筋の配筋状況及びひかり筋の配筋状況による非連続部は、桁梁中の配筋状況及びひかり測定原則も併せて適用する</p>									
							幅(下) $w_2$	-5~+30												
							内空幅 $w_3$	±5												
							高 さ $h_1$	+10												
							内空高さ $h_2$	+10												
								-5												
							桁 長 $\phi$	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5) \text{ か } \pm 30 \text{ mm}$ 以内												
							3	土木工事共通編				2	3	17		根固めブロック工	基準高 $\nabla$	±100	<p>施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>幅、厚さは20箇につき1ヶ所測定。</p> <p>1施工箇所毎</p> <p>施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>1施工箇所毎</p>	
																	層 厚 さ t	-20		
																	幅 $w_1, w_2$	-20		
延長 $L_1, L_2$	-200																			
3	土木工事共通編	2	3	17		根固めブロック工	基準高 $\nabla$	± t / 2	<p>乱 積</p> <p>tは根固めブロックの高さ</p>											
							層 厚 さ t	- t / 2												
							幅 $w_1, w_2$	-20												

出来形管理基準及び規格値

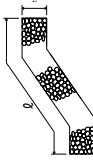
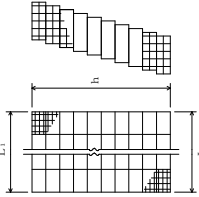
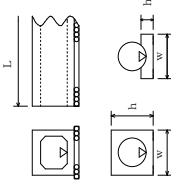
編		章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事共通編	2	3	18		沈床工		基準高 $\nabla$	$\pm 150$	1組毎		3-2-3-18
								幅	$\pm 300$			
								延長	$-200$			
3	土木工事共通編	2	3	19		捨石工		基準高 $\nabla$	$-100$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
								幅	$-100$			
								延長	$-200$			
3	土木工事共通編	2	3	22		階段工		幅	$-30$	1回/1施工箇所		3-2-3-22
								高さ	$-30$			
								長さ	$-30$			
								段数	$\pm 0$ 段			
3	土木工事共通編	2	3	24	1	伸縮設置工 (ゴムジョイント)		据付け高さ	$\pm 3$	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
								表面の凹凸	3			
								仕上げ高さ	縦断面に対し 0~2			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

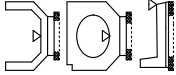
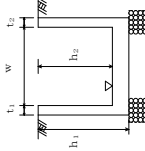
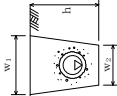
編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)		据付け高さ	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が5mm以下 溝咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
									高さ	3			
									表面の凹凸	3			
									溝型板面の溝咬み合い部の高低差	2			
									溝咬み合い部の縦方向間隔W1	±2			
溝咬み合い部の横方向間隔W2	±5												
3	土木工事共通編	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)		仕上げ高さ	橋梁面に対し	0～-2	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が5mm以下		3-2-3-24
									表面の凹凸	3			
3	土木工事共通編	2	3	26	1	多自然型調拌工 (巨石張り、巨石棒み)		基準高▽	±500	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
									法				-200
									延				-200
3	土木工事共通編	2	3	26	2	多自然型調拌工 (かごマット)		法	長さ	0	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
									厚さ	t			
									延	長さ			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土不工事共通欄	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長	$\phi < 3m$	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
							$\phi$	$\phi \geq 3m$	-100			
							厚さ	t	-50			
3	土不工事共通欄	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	h	-100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
							延長	$L_1, L_2$	-200			
3	土不工事共通欄	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高	$\nabla$	$\pm 30$	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1施工箇所毎		3-2-3-28
							※幅	w	-50			
							※高さ	h	-30			
							延長	L	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	
						延長 L	-200				1ヶ所/1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-3-29	
						厚さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 w	-30				
						高さ $h_1, h_2$	-30				
						延長 L	-200				
3	2	3	29	3	側溝工 (管渠工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長20mにつき1ヶ所、 延長20m以下のものは1施工につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	
						幅 $w_1, w_2$	-50				
						深さ h	-30				
						延長 L	-200				

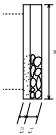
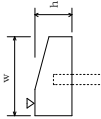
単位：mm




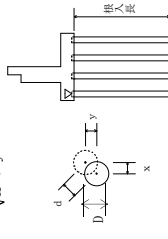
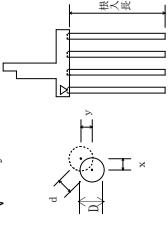
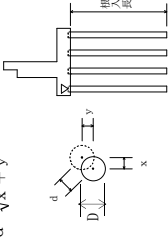
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	仕様	工種	種類	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事共通編	2	3	30		集水排水工		基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
								※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
								※幅 $w_1, w_2$	-30			
								※高さ $b_1, b_2$	-30			
3	土木工事共通編	2	3	31		現場塗装工		塗膜厚		塗膜終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその面の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	3-2-3-31	
								厚				a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事共通編	2	一般施工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	w	設計値以上	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1	
							厚さ	t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30				
							延長	L	各構造物の規格値による				
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	1	基礎工(編序) (現場打)	基準	高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T、S等歩法方式を用いた出来形管理(傾斜(護法工編)線)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	
							幅	w	-30				
							高さ	h	-30				
							延長	L	-200				

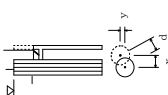
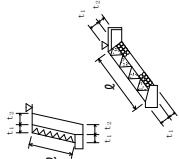
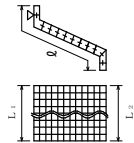
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	仕様	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事共通編	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
							延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	4	4	1	既設杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について航中心で測定。		3-2-4-4
							根入 長	設計値以上			
							偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
							傾 斜	1/100以内			
3	土木工事共通編	2	4	4	2	既設杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ▽	±50	全数について航中心で測定。		3-2-4-4
							根入 長	設計値以上			
							偏心量 d	100以内			
							傾 斜	1/100以内			
							杭 径 D	設計値以上			
3	土木工事共通編	2	4	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について航中心で測定。		3-2-4-5
							根入 長	設計値以上			
							偏心量 d	100以内			
							傾 斜	1/100以内			
							杭 径 D	設計値(公称径) - 30以上			

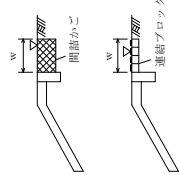
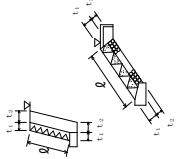
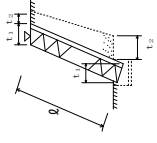
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について中心で測定。		3-2-4-6
							根入	設計値以上			
							偏心量 d	150以内			
							傾	1/50以内			
							基礎径 D	設計径(公称径)以上※			
<p>※リフトアップの場合はその内径、補強リフトを必要とする場合は補強リフトの内径とし、もみりコブの場合はセルタル等の土留め構造の内径にて測定。</p>											
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	<p>壁厚、幅、高さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。</p>		3-2-4-7
							ケーソンの長さ $\theta$	-50			
							ケーソンの幅 w	-50			
							ケーソンの高さ h	-100			
							ケーソンの壁厚 t	-20			
偏心量 d	300以内										
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	<p>壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。</p>		3-2-4-8
							ケーソンの長さ $\theta$	-50			
							ケーソンの幅 w	-50			
							ケーソンの高さ h	-100			
							ケーソンの壁厚 t	-20			
偏心量 d	300以内										

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	仕様	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	4	9	鋼管矢張基礎工		基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 樫心量は、1基ごとに測定。		3-2-4-9
						根入長	設計値以上			
						樫心量 d	300以内			
3	土木工事共通編	5	3	石・ブロック積(張)工	1	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T・S等光方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)1」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長φ	φ<3m φ≥3m			
						厚さ(ブロック積張)	t <sub>1</sub> -50 t <sub>2</sub> -50 延長 L -200			
3	土木工事共通編	5	3	石・ブロック積(張)工	2	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定。 「T・S等光方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)1」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長φ	-100			
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	仕様	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事共通編	2	1	3		コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
							幅 $w$	-100			
							延長 $L$	-200			
3	土木工事共通編	2	1	4		緑化ブロック工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
							法長 $\phi$	-50			
							厚さ（ブロック） $t_1$	-100			
							厚さ（藪込） $t_2$	-50			
3	土木工事共通編	2	1	5		石積（張）工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
							法長 $\phi$	-50			
							厚さ（石積・張） $t_1$	-100			
							厚さ（藪込） $t_2$	-50			
		延長 $L$	-200								

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	1	6	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-7	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15	基層高は延長20m毎に1ヶ所の測りし、道路中心線および端部で測定。厚さは各再編200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長20m毎に1ヶ所の測り測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-50	-50	—	—	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模 以下	中規模 以上			
3	2	1	6	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは は標高較差	±90 ±90	±90 ±90	±90 ±90	+50 -15	+50 -15	+50 -15	3-2-6-7
													<p>単位：mm</p> <p>工事規模の考え方                      中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。                      小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。</p> <p>1. 3次元データによる出来形管理に                      用いた(地上型)レーザーガイダンス                      (案)」、(地上移動体搭載型)レーザー                      ガイダンスを用いた出来形管理要                      領(舗装工事編)(案)または「TS                      (ノンプリズム方式)を用いた出来形                      管理要領(舗装工事編)(案)」に基                      つき出来形管理を実施する場合、その                      他本基準に規定する計測精度・計測密                      度を満たす計測方法により出来形管理                      を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精                      度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、                      全ての点で標高値を算出する。計測密                      度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)                      以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層                      の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場                      合は、直下層の目標高さ+直下層の標                      高較差(平均値+設計厚さ)から求める高                      さとの差とする。この場合、基準高の                      評価は省略する。</p>



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模 以下	中規模 以上			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 度	中規模 以上 -25	小規模 以下 -30	中規模 以上 -8	小規模 以下 -10	幅は、延長20m毎に1ヶ所の間隔で厚さは各巻線200m毎に4ヶ所を掘り起しして測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しななければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	中規模 以下	小規模 以下	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	1	6	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-7	
											1. 3次元データによる出来形管理において(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案))、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「ITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上	小規模以下			
3	土	2	1	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚  さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	中規模以上 -8	小規模以下 -10	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 -50	中規模以上 -	小規模以下 -	コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	個々の測定値 (X)	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、(地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「ITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-7	
													2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	中規模 以上	小規模 以下	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚  さ 幅	中規模 以上 -15	小規模 以下 -20	中規模 以上 -5	小規模 以下 -7	幅は、延長20m毎に1ヶ所の軸とし、1層は、1,000㎡に1個の軸でコアを採取して測定。ただし、軸は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	1	6	8	7	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-7	1. 3次元データによる出来形管理において(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、(地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」)または「ITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-7	
										2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。			
										3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。			
										4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。			
										5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	中規模以上	小規模以下	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚  さ	-9	-12	-4	幅は、延長20m毎に1ヶ所の軸とし、1層は、1,000㎡に1個の軸でコアを採取して測定。ただし、軸は設計図書との測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7	
						幅	-25	-25	-				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	中規模 以上	小規模 以下	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は 測定値の平均			
3	土	2	6	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工 面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施 工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層 及び表層用混合物の総使用量が500t 未満とする。	3-2-6-7	
											1. 3次元データによる出来形管理に ついては(地上型レーザーサーキャ ンダーを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)「案」)、(地上移動体 搭載型レーザーサーキャナーを用 いた出来形管理要領(舗装工事編) 「案」)、(ノンプリズム方式)を用 いた出来形管理を実施する場合、 そのつき出来形管理を実施する場 合、その他本基準に規定する計測 精度を満足する計測方法により出 来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測 精度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。		

単位: mm



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 小規模			
3	2	1	6	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模 小規模	中規模 小規模	幅は、延長20m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1,000㎡に1個の測でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-7	
						幅	中規模 小規模	中規模 小規模				
						平 坦 性	—	3m <sup>2</sup> コア採取 (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しななければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	個々の測定値 (σ)			
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -17 小規模以下 -20	3m <sup>2</sup> より小さい直立式(足付き) 1.75mm以下	中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-7		
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	平坦性	—	3m <sup>2</sup> より小さい直立式(足付き) 1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において(地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)、(地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	小規模以上				中規模以上
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一般 施 工	1	平たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長20m毎に1ヶ所に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができ。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しななければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-8
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)	中規模 以上	小規模 以下	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は 測定値の平均						
3	土	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは 基準高較差	±90	±90	±90	±90	±15	±15	±15	±15	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工 面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施 工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層 及び表層用混合物の総使用量が500t 未満とする。	3-2-6-8
							±90	±90	±90	±90	±15	±15	±15	1. 3次元データによる出来形管理に ついては「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）」を基 たつて出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全てで1点/㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は 測定値の平均	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	1	8	3	平たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚  さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長20m毎に1ヶ所を割りとし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起 り起して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長20m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工 面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施 工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層 及び表層用混合物の総使用量が500t 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値 の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	1	6	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は 測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理に おいて(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)、(地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-8	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	個々の測定値 (X)			
3	土木工事共通編	2	1	6	一般舗装工	厚さ	中規模 以下	-25	-30	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ、ただし、厚さのブランク数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							中規模 以上	-50	-50	-	幅は、延尺20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mmに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の特記により、延長20m以下の間隔で測定することができる。	
5	8	6	1	5	平坦なみせ舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	幅	中規模 以下	-25	-30	-8	-10	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	中規模 以上	小規模 以下	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は 測定値の平均			
3	2	6	8	6	半たわみ供舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安 定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は 測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理に おいて(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、(地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-8	

単位: mm



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	個々の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上	中規模以下			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8	
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測 定 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	2	1	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-36	小規模 以下	-45	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいては(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)または「ITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-8
3	2	1	6	8	一般舗装工											
3	2	1	6	8	一般施工											
3	2	1	6	8	土木工事共通編											

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模以上	中規模以上			
3	2	6	8	9	平たわみ性舗装工 (基層工)	厚  さ  幅	小規模以上	-9	-12	-3	-4	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
3	2	6	8	9			中規模以上	-25	-25	-	-		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	小規模 以下	中規模 以上	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は 測定値の平均			
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理に おいて(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、(地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-8	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 小規模			
3	2	6	8	11	平たな女性舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模 小規模	中規模 小規模	幅は、延長20m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1000㎡毎に1個の測でコア一帯を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-8	
						幅	中規模 小規模	中規模 小規模				
3	2	6	8	11	平たな女性舗装工 (表層工)	平 坦 性	中規模 小規模	中規模 小規模	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ、ただし、厚さの測定値が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
							中規模 小規模	中規模 小規模				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	個々の測定値 (σ)				規格値
3	土 工 事 共 通 編	6	一 般 鋪 装 工 工	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -17	小規模以下 -20	中規模以上 -2	小規模以下 -3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて(地上型レーザースキャナ-を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、(地上移動体搭載型レーザースキャナ-を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「ITS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全てで1点/㎡で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—	3m <sup>2</sup> 以下 (σ) 2.4mm以下 直設式 (足付き) (σ) 1.75mm以下	—				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	基 準 高 ▽	中規模 以上	±40	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割と し、道路中心線及び端部に1ヶ所を掘り 起こして測定。 幅は、延長20m毎に1ヶ所の割に測 定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長20m以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工 面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施 工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層 及び基層用混合物の総使用量が500t 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X10) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-2-6-9
							小規模 以下	±50	—			
							中規模 以上	—	—			
						厚 さ	±40	—				
						幅	—45	—15				
							—50	—				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土	木	工	事	共	通	編						3-2-6-9	
2	一	般	鋪	装	工	基	高	±90	±90	+40	+50			工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。
6	一	般	鋪	装	工	厚	さ	±90	±90	+40	+50			1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ITS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚  さ	中規模以上	小規模以下	小規模以下	幅は、延長20m毎に1ヶ所を割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-9
						幅	中規模以上	小規模以下	小規模以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測 定 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	2	1	6	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-54	小規模 以下	-63	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合 は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理に おいては(地上型レーザーガースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、(地上移動体搭載型レーザーガースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以上	中規模 以下			
3	2	1	9	5	排水仕組土工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるものは、基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模 以上	-54	小規模 以下	-63	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模 以上	-54	小規模 以下	-63	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10	1. 3次元データによる出来形管理において(地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、[地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)』または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)』に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	小規模以下			
3	2	1	6	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚  さ	中規模以上	小規模以下	小規模以下	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mmに1個の割でコーナーを採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	中規模以上	小規模以下	小規模以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-36	小規模 以下	-45	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-36	小規模 以下	-45	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	1. 3次元データによる出来形管理において(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)、(地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)または「ITS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模 以上	-9	-12	-4	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
							小規模 以下	-25	-25	-		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	3-2-6-9	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	
							-20	-25	-3	-4		1. 3次元データによる出来形管理において(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、(地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝	工	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要				
								個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	厚さ				幅	平坦性		
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	排水性舗装工 (表層工)	11	9	中規模以上	-7	小規模以下	-9	中規模以上	-2	小規模以下	-3	工事規模の考え方は 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さのランダム数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
									小規模以上	-25	小規模以下	-25	中規模以上	-	小規模以下	-	
									中規模以上	-	小規模以下	-	中規模以上	-	小規模以下	-	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模 以下			
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	小規模 以下 -20	中規模 以上 -17	小規模 以下 -3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)、(地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一般 施 工	6	一般 舗 装 工	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	個々の測定値 (X)	測定値の平均	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について測定しなされるべき数。ただし、厚さの平均値は適用しない。	3-2-6-10
								中規模以上	中規模以上		
								±50	—		
								t < 15cm	-10		
t ≥ 15cm	-15										
						幅	-100	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均				
3	2	1	10	2	透水仕舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	中規模以上	小規模以下	中規模以上	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）、「地上移動体搭載型レーザースキャナ」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）または「ITS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （半面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-10	
						<table border="1"> <tr> <td>t &lt; 15cm</td> <td>+90 -70</td> <td>+50 -10</td> </tr> <tr> <td>t ≥ 15cm</td> <td>±90</td> <td>+50 -15</td> </tr> <tr> <td>t &lt; 15cm</td> <td>+90 -70</td> <td>+50 -10</td> </tr> <tr> <td>t ≥ 15cm</td> <td>±90</td> <td>+50 -15</td> </tr> </table>	t < 15cm	+90 -70				+50 -10
t < 15cm	+90 -70	+50 -10										
t ≥ 15cm	±90	+50 -15										
t < 15cm	+90 -70	+50 -10										
t ≥ 15cm	±90	+50 -15										
3	土木工事共通編					厚さあるいは標高較差						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均	標準偏差			
3	2	6	10	3	透水柱舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	中規模以下	中規模以上	<p>幅は、片側延長20m毎に1ヶ所の點で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測定によらず延長20m以下の間隔で測定することができ。 ※歩道舗装に適用する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-10	<p>中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。</p>
						幅	中規模以上	中規模以下	中規模以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-10	
2	1	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レスキヤナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レスキヤナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ITS（ノンブリーズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	*面管理の場合は測定値の平均	中規模以上			
3	土木工事共通編	2	一般舗装工	1	グーンスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚	-15	-20	-5	-7	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mmに1個の割でコア一を採取して測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び基層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	-50	-50	-				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測 定 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	11	2	グーンスアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、(地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」)または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基礎及び表層用混合物の総使用量が50t未満とする。	3-2-6-11	



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	個々の測定値 (Y)			
3	2	1	6	3	グレースアスファルト舗装工 (基層工)	厚  さ	中規模以上	中規模以下	小規模以下	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mmに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しないデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	中規模以上	中規模以下	小規模以下			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	11	4	グレースプアフルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、(地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全てで1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-11

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	11	5	グラスアースファラット舗装工 (表層工)	厚さ	中規模 小規模 中規模 小規模 以上 以下 以上 以下	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事費概の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び基層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-11	
						幅	3m <sup>2</sup> プロットカー (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以下	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			
						平坦性	—	コアー採取について 縁面継ぎ等でもコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	個々の測定値 (σ)			
3	土 木 工 事 共 通 編	6	11	6	グレーススファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理に おいて(地上型レーザースキャナ- を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、(地上移動体搭載型レー ザースキャナ-を用いた出来形管理要 領 (舗装工事編) (案)』または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形 管理要領 (舗装工事編) (案)』に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工 面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施 工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層 及び表層用混合物の総使用量が500t 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平坦性	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模 以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12	
						厚 さ	—45	—15	—	基層厚は延長20m毎に1ヶ所の測り出し、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を測り、1ヶ所として測定。幅は、延長20m毎に1ヶ所の測点に延長20m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	—50	—	—	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	規格値																					
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	<table border="1"> <tr> <td>中規模以上</td> <td>±90</td> <td>±90</td> <td>±40</td> <td>±50</td> </tr> <tr> <td>小規模以下</td> <td>±90</td> <td>±90</td> <td>±40</td> <td>±50</td> </tr> <tr> <td>中規模以上</td> <td>±90</td> <td>±90</td> <td>±15</td> <td>±15</td> </tr> <tr> <td>小規模以下</td> <td>±90</td> <td>±90</td> <td>±15</td> <td>±15</td> </tr> </table>	中規模以上	±90	±90	±40	±50	小規模以下	±90	±90	±40	±50	中規模以上	±90	±90	±15	±15	小規模以下	±90	±90	±15	±15	<p>1. 3次元データによる出来形管理に おいては地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。</p>	3-2-6-12
中規模以上	±90	±90	±40	±50																										
小規模以下	±90	±90	±40	±50																										
中規模以上	±90	±90	±15	±15																										
小規模以下	±90	±90	±15	±15																										

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 鋪 装 工	3	12	コングリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	小規模 小規模 小規模 以上 以下 以下	—8	工事規模の考え方は 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
									幅	—50	—	
									幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、幅厚さは、各厚さ200mm毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。		3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模 以下			
3	土 工	2	一般	6	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理に ついては(地上型)レーザーガイ ドを用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)、「地上移動体搭載型レー ザーガイド」を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)または「TS (ノンブリスム方式)を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」に基 づく出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工 面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施 工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層 及び表層用混合物の総使用量が50t 未満とする。	3-2-6-12



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均													
3	土 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 鋪 装 工	5	12	5	3-2-6-12												
					コンクリート舗装工 (セメント・石灰・鰹骨)安定処理工	厚  さ 幅	<table border="1"> <tr> <td>中規模以上</td> <td>小規模以下</td> <td>中規模以上</td> <td>小規模以下</td> </tr> <tr> <td>-25</td> <td>-30</td> <td>-8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">-50</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-25	-30	-8	-	-50		-		<p>幅は、延長20m毎に1ヶ所の測として、厚さは、1,000㎡に1個の測でコア一を採取もしくは抜き起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができ、</p> <p>工事規模の考え方は、                      中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。                      小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。                      厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。                      コア一採取について、橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																		
-25	-30	-8	-																		
-50		-																			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模以下			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント・石灰・雑骨)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55 -66 -8	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	1. 3次元データによる出来形管理において(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)、(地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理につき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12
3	2	6	12	6	土 木 工 事 共 通 編							

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均			
3	土 工	2	1	6	一般舗装工	厚  さ	中規模 小規模	中規模 小規模	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
							中規模 小規模	中規模 小規模			
						幅					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模 以下			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模 以下 -20	小規模 以下 -27	大規模 小規模以上 -3	1. 3次元データによる出来形管理において(地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	中規模 以上 小規模 以下	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均			
3	土 木 工 事 共 通 編	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装散工)	厚 さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で縦括弧付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1リッパ幅当たり横断方向に3ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に縦線から1mの線上、全延長とする。なお、スリップオフオーエム工法の場合は、基層に關し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基層高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に面側の版器を測定する。ただし、縦括弧付重の測定点からず延長20m以下の間隔で測定することができ。	工事規模の考え方は、中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
						幅	-25	—	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
						平 坦 性	—	コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 (人力舗設の場合)σ1.3mm以下	コーア採取について橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						目地段差	±2	—				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案」)または「ITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)「案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12
						平坦性	—	コンクリートの硬化後3m <sup>3</sup> 以下の機械舗設の場合(σ)12.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。		
						目地較差	±2		3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		
									4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。		
									5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		
									隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は は測定値の平均	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	基準高▽	中規模 以上	±40	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の測り し、道路中心線及び端筋で測定。厚さ は、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起 こして測定。幅は、延長20m毎に1ヶ 所の測りに測定。ただし、幅は設計図書 の測点に上らず延長20m以下の間隔で 測定することができる。	工事組織の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工 面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施 工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層 及び表層用混合物の総使用量が500t 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値 の平均値(X10)について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は、厚さの 平均値は適用しない。	3-2-6-12
							中規模 以下	±50	—			
							小規模 以上	—45	-15			
						幅	—50	—				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 値 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	個々の測定値 (X)			
3	土	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは 基準高較差	中規模以上 ±90 小規模以下 ±90	中規模以上 +40 小規模以下 +50 中規模以上 -15 小規模以下 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて(地上型)レーザーを用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、(地上移動体搭載型)レーザー (舗装工事編)(案)』を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)』に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差+平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工 面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施 工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層 及び表層用混合物の総使用量が500t 未満とする。	3-2-6-12	

単位：mm



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	規格値				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1 般 施 工	6	1 般 舗 装 工	12	13	厚 さ	小規模 以下 -25	中規模 以下 -30	小規模 以下 -8	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなればならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
								幅	小規模 以上 -50	中規模 以上 -	小規模 以上 -		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 小規模			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚さあるいは 標高較差	中規模 小規模 以上 以下	-55	-66	-8	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工 面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施 工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層 及び表層用混合物の総使用量が500t 未満とする。	3-2-6-12
											1. 3次元データによる出来形管理に おいて(地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、(地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)』または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)』)に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	規格値				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一般 施 装 工	6	一般 鋪 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・瀝 青)安定処理工	厚	幅		3-2-6-12	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。</p> <p>小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア一採取について 橋面鋪装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
									個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	規格値		
								厚さは、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1箇の割でコア一を採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。					
								厚さ	幅				
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
								-25	-30	-8			
								-50		-			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模 以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55 -66 -8	中規模 以下 小規模 以下	中規模 以下 小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において(地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、(地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基礎及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12
3	2	1	6	16	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3	2	1	6	16	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3	2	1	6	16	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3	2	1	6	16	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要								
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均											
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 鋪 裝 工	12	17	コンクリート舗装工	工事組織の考え方	3-2-6-12	<p>中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>								
								（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、1層は、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書に規定する。ただし、延長20m以下の間隔で測定することができる。										
								厚さ	<table border="1"> <tr> <td>小規模以上</td> <td>小規模以下</td> </tr> <tr> <td>中規模以上</td> <td>中規模以下</td> </tr> <tr> <td>-9</td> <td>-12</td> </tr> <tr> <td>-25</td> <td>-3</td> </tr> </table>	小規模以上	小規模以下	中規模以上	中規模以下	-9	-12	-25	-3		
小規模以上	小規模以下																		
中規模以上	中規模以下																		
-9	-12																		
-25	-3																		
								幅	—										

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模 以下			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (軽圧コンクリート アスファルト中間層 面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が50t未満とする。	3-2-6-12	
3	2	1	6	18	同上	同上	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	同上	同上	
3	2	1	6	18	同上	同上	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	同上	同上	

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均	標準偏差			
3	2	1	6	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	小規模 以上	中規模 以上	小規模 以下	<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠取付後各車線200m毎に水糸又はレベルに上り1測線当たり横断方向に3ヶ所の測定、幅は延長20m毎に1ヶ所の測定、幅は平坦性は各車線毎に版縁から1mの縁上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができ</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならぬ、ただし、厚さのサンプル数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12	
						幅	小規模 以上	中規模 以上	小規模 以下			
						平 坦 性	—	—	—			
						目地段差	±2	—	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	中規模 小規模 以下	小規模 以下			
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 散工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理に おいて(地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、(地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「ITS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						平坦性	—					
						目地較差	±2					

単位：mm



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基層厚は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長20m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方は、中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しななければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚 さ	-45	-15	—			
						幅	-50	—	—			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。	3-2-6-13	
						幅	-50	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模以下			
3	2	1	6	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (右灰) 安定処理工	厚 さ	中規模以上	小規模以下	小規模以下	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						幅	—	—	—			
3	2	1	6	4	薄層カラー舗装工 (加熱スチールト 安定処理工)	厚 さ	中規模以上	小規模以下	小規模以下	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 稀面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	—	—	—			
3	2	1	6	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	小規模以下	小規模以下	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。		3-2-6-13
						幅	—	—	—			

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	14	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しななければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	±40	±50	—	—		
						幅	—45	—15	—	—		
3	土 木 工 事 共 通 編	2	6	14	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-14	
						幅	—25	—30	—			
							—50	—	—			

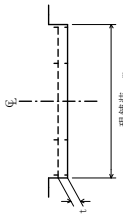
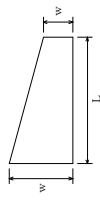
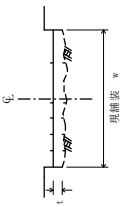
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	小規模 中規模 小規模			
3	2	1	6	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模 以上 -25	中規模 以下 -30	小規模 以下 -8	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。  小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しななければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
						幅	-50					
3	2	1	6	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	中規模 以上 -15	中規模 以下 -20	小規模 以下 -5	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	
						幅	-50					
3	2	1	6	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模 以上 -9	中規模 以下 -12	小規模 以下 -3	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-14	
						幅	-25					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	雑	検査	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは20m毎に現鋪裝高(切削後の基準高)の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長20m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 延長20m未満の場合、測点を定めることが出来る。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16		鋪裝打換え工	幅 w	-50		各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-2-6-16
						路盤延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				
						幅 w	-25				
						路盤延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				
3	2	6	17		オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは20m毎に現鋪裝高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、延長20m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3m <sup>2</sup> 以下 (σ) 2.4mm以下 直線式(足付さ) (σ) 1.75mm以下			

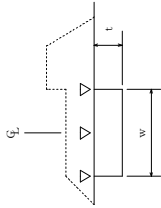
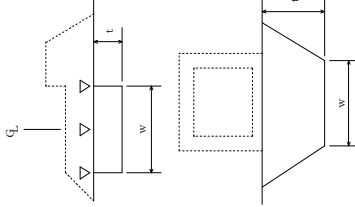
単位: mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

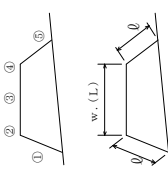
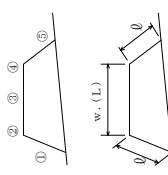
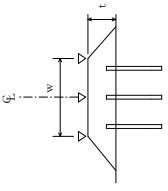
編	章	節	雑	校番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事種)(案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事種)(案)」または「TS(ノンリニア方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事種)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		3-2-6-17		
						平坦性	—	3m <sup>2</sup> 以下 (σ)2.4mm以下 直線式(足付き) (σ)1.75mm以下	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。				
									3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。				
									4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。				
									5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。				

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	核査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	路床安定処理工	基準高	±50	延長20m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 出来形管理「施工履歴データを用いた出た出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-2
							施工厚さ	-50			
							幅	-100			
							延長	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	置換工	基準高	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
							置換厚さ	-50			
							幅	-100			
							延長	-200			

単位：mm

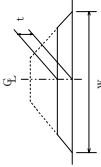
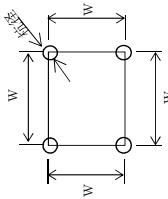
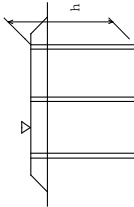
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		3-2-7-4
						法 長 $\ell$	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3	土木工事共通編	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		3-2-7-4
						法 長 $\ell$	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3	土木工事共通編	7	5		パイルネット工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所。 測点は中心線及び両端で掘り起しして 掘りについては、当該杭の項目に準ず る。		3-2-7-5
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

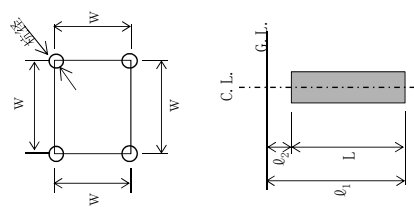
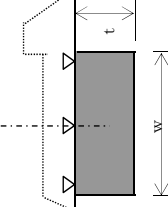
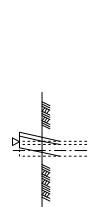
単位：mm



出来形管理基準及び規格値

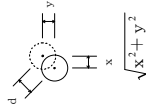
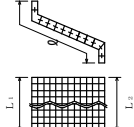
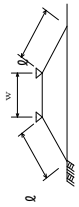
編	章	節	条	検査	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長20mにつき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2 一般施工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 全本数		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
3	土木工事共通編	2 一般施工	8		締め改良工 (サンドコンパクションバイブル工)	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションバイブルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		※余長は、適用除外

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
							位置・間隔w	D/4以内			
							杭径D	設計値以上			
							深度L	設計値以上			
3	土木工事共通編	2	一般施工	9	2	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	500m3~2,000m3につき1ヶ所、又は施工延長20mにつき1ヶ所。 500m3以下、又は施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合、は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-9
							施工厚さ t	設計値以上			
							幅 w	設計値以上			
							延長 L	設計値以上			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長20mにつき1ヶ所。 延長20m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
							根入長	設計値以上			

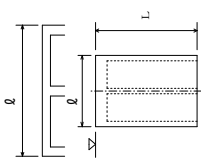
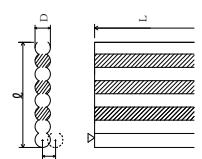
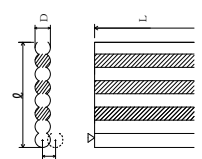
単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	核番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通通編	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ $\phi$	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
							配置誤差 d	100			
3	土木工事共通通編	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法	-100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1施工箇所毎		3-2-10-5
							延長 $L_1$ $L_2$	-200			
3	土木工事共通通編	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 $\nabla$	-50	施工延長20mにつき1ヶ所。 延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
							天端幅 w	-100			
3	土木工事共通通編	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	法	-100	施工延長20mにつき1ヶ所。 延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
							基準高 $\nabla$	-50			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	9		地中連続壁工(壁式)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長20mにつき1ヶ所。延長20m以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20mにつき1ヶ所。延長20m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
							連壁の長さ $\emptyset$	-50			
							変位	300			
							壁体長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長20mにつき1ヶ所。延長20m以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20mにつき1ヶ所。延長20m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D: 孔径
							連壁の長さ $\emptyset$	-50			
							変位 d	D/4以内			
							壁体長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	1	1	納造費(金風支保工)	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。		3-2-12-1
							センターボスを基準にした孔位置のずれ				
							中心距離	1以下			
							センターボスを基準にした孔位置のずれ	>1000mm 1.5以下			
							上下部鋼構造物との接合用ボルト孔				
							次頁に続く				

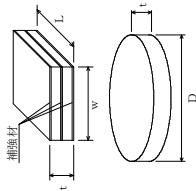
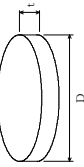
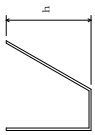
単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	校註	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	2 一般施工	1	1	铸造費(金属支承工)	アンカーボルト用孔(鑄放し)	孔の直径	$\leq 100\text{mm}$ $+3$ $-1$	製品全数を測定。 ※D) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接軸面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に對してはCT13を適用する。	3-2-12-1
							孔の直径	$> 100\text{mm}$ $+4$ $-2$		
						センターボス	孔の中心距離	JIS B 0403 CT13		
							ボスの直径	+0 -1		
						上查の橋軸及び直角方向の長さ寸法	ボスの高さ	+1 -0		
							全移動量 $\phi$	JIS B 0403 CT13		
						組立高さ H	$\phi \leq 300\text{mm}$	$\pm 2$		
							$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$		
						コンクリート構造用	上, 下面加工仕上げ	$\pm 3$		
							H $\leq 300\text{mm}$	$\pm 3$		
						普通寸法	H $> 300\text{mm}$	(H/200 + 3) 小数点以下切り捨て		
							鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403 CT14		
普通寸法	鑄放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403 CT15								
	削り加工寸法	JIS B 0405 粗級								
		ガス切断寸法	JIS B 0417 B級							

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2	12	1	2	構造費 (大型ゴム支承工)	幅	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差		3-2-12-1	
							w 長さ	500 < w, L, D ≤ 1500mm				0~+1%
							L 直徑	1500 < w, L, D				0~+15
							D 直徑	t ≤ 20mm				±0.5
厚さ	20 < t ≤ 160	±2.5%										
平面度	160 < t	±4										
平均	w, L, D ≤ 1000mm	1										
度	1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000										
3	土木工事共通編	2	12	1	3	仮設材製作工	部	±3... φ ≤ 10 ±4... φ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1	
							材					
							長					
							φ					
部	部材長φ (m)	±3... φ ≤ 10 ±4... φ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1							
材												
材												
材												
3	土木工事共通編	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ	±2... h ≤ 0.5 ±3... 0.5 < h ≤ 1.0 ±4... 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所で測定。			
							h (m)					
3	土木工事共通編	2	12	1	4	刃口金物製作工	外周長L (m)	± (10+L/10)	図面の寸法表示箇所で測定。			

単位：mm

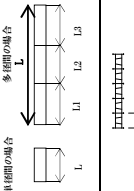
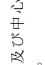
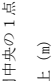
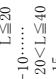
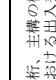

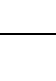
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	種	フランジ幅 $w$ (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$	鋼桁	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。	トラス部材 トラス部材	3-2-12-3
						腹板高 $h$ (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$				
						腹板間隔 $b$ (m)	$\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots \dots$ $2.0 < w$				
						鋼桁及びト ラス等の部 材の腹板	$h / 250$				
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	種	板の平 面度 $\delta$ (mm)	$h / 250$	鋼桁	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 $h$ : 腹板高 (mm) $b$ : 腹板又はリブの間隔 (mm) $w$ : フランジ幅 (mm)	トラス部材	3-2-12-3
						フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$b / 150$				
						部材精 度	$w / 200$				
						部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots \ell > 10$				
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	種	トラス、 アーチなど	$\pm 2 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \dots \ell > 10$	鋼桁	原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。	トラス部材	3-2-12-3
						部材長 $\ell$ (m)	$\pm 2 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \dots \ell > 10$				
						部材精 度	$w / 200$				
						部材長 $\ell$ (m)	$\pm 2 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \dots \ell > 10$				
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	種	圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\ell / 1000$	鋼桁	主要部材全数を測 定。 $\theta$ : 部材長 (mm)	トラス部材	3-2-12-3
						部材長 $\ell$ (m)	$\pm 2 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \dots \ell > 10$				

※規格値の  $w$  に代入する数値は  $m$  単位の数値である。  
ただし、「板の平面度  $\delta$ 、フランジの直角度  $\delta$ 、圧縮材の曲り  $\delta$ 」の規格値の  $h$ 、 $b$ 、 $w$  に代入する数値は  $mm$  単位の数値とす  
る。

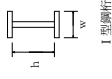
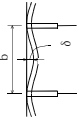


単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション/仮 組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm (10+L/10)$ $\pm (10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。  各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-3		
主桁、主桁の中心 間距離 B (m)	$\pm 4 \dots\dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots\dots B > 2$											
主桁の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots\dots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2) \dots\dots h > 5$	一端部及び中心部 を測定。		3-2-12-3								
主桁、主桁の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots\dots L \leq 100$ $25 \dots\dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点 及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)					3-2-12-3					
仮組立精度	$-5 \sim +5 \dots\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots\dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots\dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots\dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10ヶ所各格点を ～12 m間隔を測定。 L: 主桁の 支間長 (m)		3-2-12-3								
主桁、主桁の橋端 における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測 定。					3-2-12-3					
主桁、主桁の鉛直 度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を 支点及び支間中央 付近を測定。 h: 主桁の高さ (mm)		3-2-12-3								
現場継手部のすき 間 δ 1, δ 2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ 1, δ 2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、す き間の許容範囲の下限値を0mmとす る。(例: 設計値が3mmの場合、すき 間の許容範囲は0mm～8mm)					3-2-12-3					
※規格値のL、B、h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。												



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	校註	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	3	2	桁製作工 (収組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取っ た部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-3	
						板 の 平 面 度 δ (mm)	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)			
						箱桁等のフ ランジ鋼床 版のアツキ プレート	b / 150				
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200				
						部 材 長 l (m)	±3…0 ≤ l ±4…0 > l	主要部材全数を測定。			
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>											
						部 材 精 度					

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	校	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	3	部材の水平度	10		3-2-12-3
									堤 長 L	±30		
									堤 長 $\theta$	±10		
									堤 幅 W	±30		
									堤 幅 w	±10		
									高 さ H	±10		
									ベースプレートの高さ	±10		
本体の傾き	±H/500											

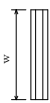
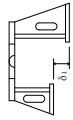
次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	検査	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製張り堤製作工(仮組立時))		3-2-12-3

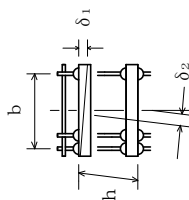
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

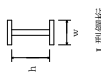
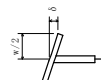

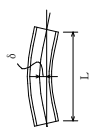
編		章	節	条	検査	工 種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長さ $l$ (m)	$\pm 3 \sim 0 \leq 10$ $\pm 4 \sim 0 > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。		3-2-12-4	
							部材						
3	土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長さ $w$ (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。		3-2-12-5	
							取組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1$ (mm)	設計値 $\pm 4$				
								フィンガーの食い違い $\delta 2$ (mm)	$\pm 2$				

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-12-6
							部材				
3	土木工事共通編	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-12-7
							部材				
3	土木工事共通編	2	12	8		アンカープレート製作工	上面	水平度 $\delta 1$ (mm)	$b / 500$	図面の寸法表示箇所にて測定。 脚心上全数測定。	3-2-12-8
							鉛直	度 $\delta 2$ (mm)	$h / 500$		
							高さ	$h$ (mm)	$\pm 5$		



出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレベーム用桁製作工	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							腹板高 h (m)				
3	土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製非水管製作工	フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							部材				
3	土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレベーム用桁製作工	部材長ℓ (m)	±3…0 ≤ ℓ ≤ 10 ±4…0 > ℓ	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
							部材				
3	土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製非水管製作工	仮組立時 主桁のそり δ	-5 ~ +5 …1 ≤ 20 -5 ~ +10 …20 < ℓ ≤ 40	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9
							部材				
3	土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製非水管製作工	部材長ℓ (m)	±3…0 ≤ ℓ ≤ 10 ±4…0 > ℓ	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10
							部材				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	検査	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	11		工場塗装工		塗膜厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布は、目標塗膜厚合計値の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ゾンクリックベイトの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		3-2-12-11

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケープルクレーン架設) (ケープルエレクシヨン架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラペザークレーン架設)	全長L (m) 支間長L <sub>n</sub> (m)  通り δ (mm)  そり δ (mm)	±(20+L/5) ±(20+L <sub>n</sub> /5)  ±(10+2L/5)  ±(25+L/2)	各桁毎に全数測定。  L:主桁・主構の支間長(m)  主桁・主構を全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)	     	3-2-13
						※主桁・主構の中心間距離B(m)	±4……… B≤2 ±(3+B/2)……… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁・主構の鉛直度δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。h:主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場巻手部の寸き間δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	±5	主桁・主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいものを測定。 なお、設計値が5mm未満の場合は、寸き間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例:設計値が3mmの場合、寸き間の許容範囲は0mm~8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				

単位: mm



出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工(保工) (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。 一連毎の高端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		3-2-13
							桁の中心間距離	—			
3	土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2		種土工 (種子散布工) (護芝工) (筋芝工) (中込芝工) (養生シート工) (養生マット工) (植生筋工) (人工草芝工) (植生穴工)	切土法長 $\ell$	$\ell < 5m$ —200 $\ell \geq 5m$ 法長の—4%	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほか「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定することができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							盛土法長 $\ell$	$\ell < 5m$ —100 $\ell \geq 5m$ 法長の—2%			
							延長 $L$	—200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほか「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

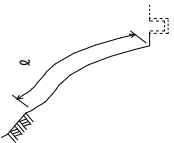
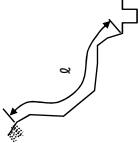
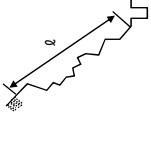
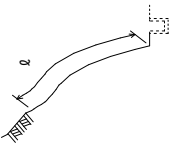
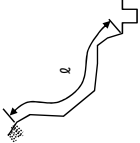
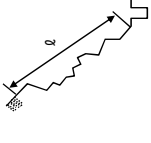
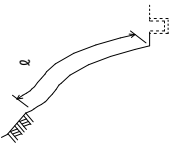
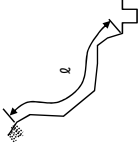
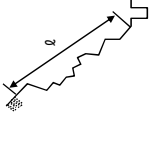
単位: mm

出来形管理基準及び規格値

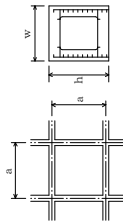
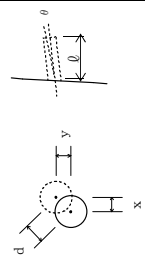
編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	14	2	2	養生工 (養生基材吹付工) (密土吹付工)	$\phi < 5m$	-200	施工延長20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンブリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							$\phi \geq 5m$	法長の-4%			
							$t < 5cm$	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査社により測定。		
							$t \geq 5cm$	-20			
							延 長 L	-200	1.施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンブリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	長さ $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	<p>施工延長20mにつき1ヶ所、20m以下 のもの1箇所に付き2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>	  	3-2-14-3
								$\ell \geq 3\text{m}$			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	厚さ $t$	$t < 5\text{cm}$	<p>1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>	  	3-2-14-3
								$t \geq 5\text{cm}$			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	延長 L	-200	<p>1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>	  	3-2-14-3

出来形管理基準及び規格値

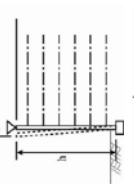
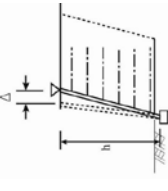
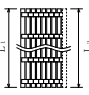
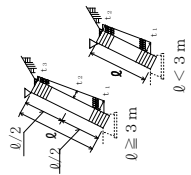
編		章	節	条	検査	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	14	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	法長 $\phi$	-100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\phi \geq 10m$	-200			
							幅 w	-30	粋延長100mにつき1ヶ所、粋延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							高さ h	-30			
							粋中心間隔 a	±100			
							延長 L	-200	1施工箇所毎		
3	土木工事共通編	2	14	4	2	法粋工 (フレキキャスト法粋工)	法長 $\phi$	-100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-4
							$\phi \geq 10m$	-200			
							延長 L	-200	1施工箇所毎		
							削孔深さ $\phi$	設計値以上	全数		
							配置誤差 d	100			
							せん孔方向 $\theta$	±2.5度			
3	土木工事共通編	2	14	6		アンカー工					3-2-14-6

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	校註	工 種 (一般事項) 場所打擁壁工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	15	1			基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1
						厚 さ t	-20			
						裏込厚さ	-50			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						高さ h	-50			
						高さ h	$h < 3m$			
						高さ h	$h \geq 3m$			
延 長 L	-100									
延 長 L	-200	1施工箇所毎								
3	土木工事共通編	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2
						延 長 L	-200			
						延 長 L	-200			

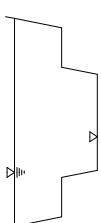
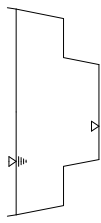
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。		3-2-15-3
							高さ h	-50			
3	土木工事共通編	2	15	4		井桁ブロック工	傾え長さ	設計値以上	1施工箇所毎		3-2-15-4
							延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	15	4		井桁ブロック工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。		3-2-15-4
							法長 $\theta$	-50			
3	土木工事共通編	2	15	4		井桁ブロック工	厚さ $t_1, t_2, t_3$	-50	1施工箇所毎		3-2-15-4
							延長 $L_1, L_2$	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm		摘要													
3	土木工事共通編	16	16 浚渫工 共通	2	2 一般施工	3	3	1	産業船運転工 (ボンプ浚渫船)	種 工 種	測定項目 電気船 基準高▽ 幅 延長	規格値 -800～+200 -1000～+200 -1200～+200 -800～+200 -1000～+200 -1200～+200 -200 -200	測定基準 延長方向は、設計図書により指定された測点毎、5m毎。 横断方向は、法肩とし必要に応じてまた、斜面は法肩、法肩とし必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	測定箇所 	3-2-16-3
												規格値 +200以下 -200 -200	測定基準 延長方向は、設計図書により指定された測点毎、5m毎。 横断方向は、法肩とし必要に応じてまた、斜面は法肩、法肩とし必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	測定箇所 	3-2-16-3

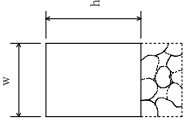
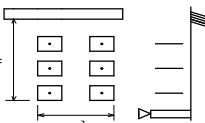
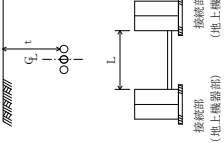
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3		2	16	3	3	渡瀬船運転工 (バックホウ渡瀬船) (面管理の場合)	標高較差	平均値 0以下	個々の計測値 +400以下	1. 3次元データによる出来形管理において超音波探傷器を用いた出来形管理要領(河川渡瀬)(案)」、 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川渡瀬)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3
3		2	18	2		床版工	基準高▽  幅 w  厚 さ t	±20  0～+30  -10～+20		基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1径間当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2
3		2	16	3	3	渡瀬船運転工 (バックホウ渡瀬船) (面管理の場合)	鉄筋のかぶり	設計値以上		1径間当たり3断面(両端及び中央)測定、1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
3		2	18	2		床版工	鉄筋の有効高さ	±10		1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
3		2	16	3	3	渡瀬船運転工 (バックホウ渡瀬船) (面管理の場合)	鉄筋の間隔	±20		上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合		
3		2	18	2		床版工	鉄筋の有効高さ	±10				

単位: mm

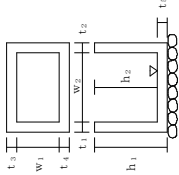
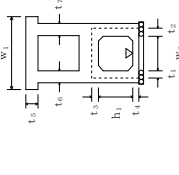
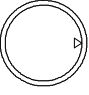


出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	1	7	4		護岸付風物工	幅	-30			6-1-7-4
							高さ	-30			
6	河川編	1	10	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	I組毎		6-1-10-8
							幅	±300			
							方 向	±7°			
							延 長 L	-200			
6	河川編	1	13	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		6-1-13-3
							延 長 L	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要										
6	河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4										
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20													
							※幅 $w_1, w_2$	-30													
							※高さ $h_1, h_2$	-30													
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	柔構樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、同強、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6										
							厚さ $t_1 \sim t_5$	-20													
							幅 $w_1, w_2$	-30													
							内空幅 $w_3$	-30													
							内空高 $h_1$	$\pm 30$													
							延長 $L$	-200													
							6	河川編				3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (P.C管) (コンクリートパイプ) (ダクタイル鉄管)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		6-3-5-6
																	延長 $L$	-200			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	仕様	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	3	樋門・樋管	7 8	翼壁工 水叫工			基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
								厚さ t	-20			
								幅 w	-30			
								高さ h	±30			
								延長 L	-50			
6	河川編	4	水門	7 8 9 10 11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 脚壁工			基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
								厚さ t	-20			
								幅 w	-30			
								高さ h	±30			
								延長 L	-50			
6	河川編	5	堰	13 14	欄門工 土砂吐工			基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
								厚さ t	-20			
								幅 w	-30			
								高さ h	±30			
								延長 L	-50			
6	河川編	5	堰	8 9 10	堰本体工 水叫工 土砂吐工			基準高▽	±30	基礎高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
								厚さ t	-20			
								幅 w	-30			
								高さ h	±30			
								堰長さ L	-50			
								堰長さ L	-100			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	検査	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3
						厚さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高さ $h_1, h_2$	-30			
						延長 $L$	-200			
6 河川 編	5 堰	9 管理橋下 部工	2		管理橋橋台工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2
						厚さ $t$	-20			
						天端幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天端幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天端長 $\theta_1$	-50			
						敷長 $\theta_2$	-50			
						胸壁間距離 $\emptyset$	$\pm 30$			
						支点、長及び中心線の変化	$\pm 50$			

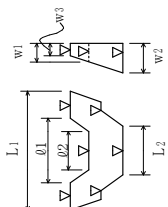
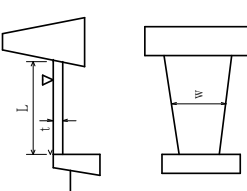
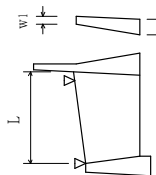
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	6	排水機場	6		本土工	基準高	±30	図面の表示箇所での測定。		6-6-4-6
							厚さ	-20			
							幅	-30			
							高さ	±30			
							高さ	h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>			
							延長	-50			
6	河川編	6	排水機場	7		燃料貯油槽工	基準高	±30	図面の表示箇所での測定。		6-6-4-7
厚さ							-20				
幅							-30				
高さ							±30				
高さ							h				
延長							-50				
6	河川編	6	排水機場	7		コンクリート床版工	基準高	±30	図面の表示箇所での測定。		6-6-5-7
厚さ							-20				
幅							-30				
高さ							±30				
高さ							h				
延長							-50				

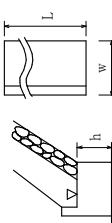
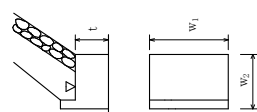
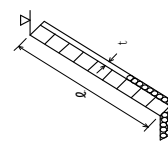
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
							天端幅 $w_1, w_3$	-30			
							堤幅 $w_2$	-30			
							堤長 $L_1, L_2$	-100			
							水通し幅 $\theta_1, \theta_2$	$\pm 50$			
6	河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叫工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
							厚さ t	-30			
							幅 w	-100			
							延長 L	-100			
6	河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標種は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 取さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
							天端幅 $w_1$	-30			
							堤幅 $w_2$	-30			
							長さ L	-100			

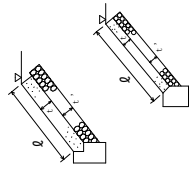
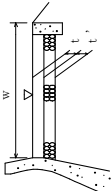
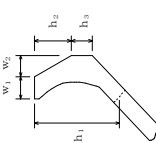
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	1	5	5		場所打コンクリート工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5
							幅 w	-30			
							高さ h	-30			
							延長 L	-200			
7	河川海岸編	1	5	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	ブロック個数20個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6
							ブロック厚 t	-20			
							ブロック縦幅 $w_1$	-20			
							ブロック横幅 $w_2$	-20			
							延長 L	-200			
7	河川海岸編	1	6	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 T.S等光沢方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4
							法長 $\theta$	$\theta < 5m$			
								$\theta \geq 5m$			
							厚さ t	-50			
							延長 L	-200			

単位：mm

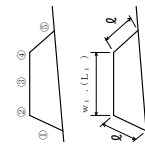
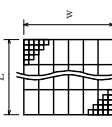
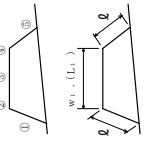
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	5		コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5
							法長 $\phi$	$\phi < 3m$ $\phi \geq 3m$			
							厚さ t	$-20$			
							裏込材厚 t $\square$	$-30$			
							延長 L	$-50$ $-200$			
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	2		コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2
							幅 w	$-50$			
							厚 さ t	$-10$			
							基礎厚 t $\square$	$-45$			
							延長 L	$-200$			
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	3		波返工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3
							幅 $w_1, w_2$	$-30$			
							高さ h $< 3m$ $h_1, h_2, h_3$	$-50$			
							高さ h $\geq 3m$ $h_1, h_2, h_3$	$-100$			
							延長 L	$-200$			

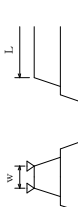
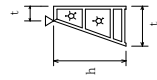
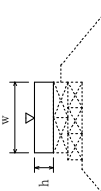
単位：mm



出来形管理基準及び規格値

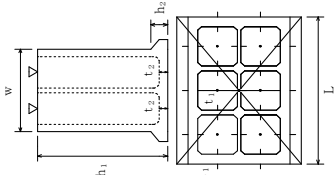
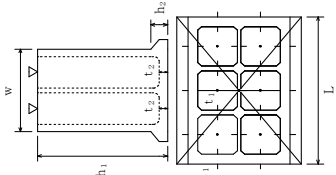
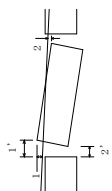
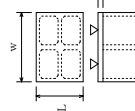
編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	4		捨石工	基準 高 ▽	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		7-2-4-4
								±100			
								±500			
								±300			
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5		吹出し防止工	法 天端幅 $w_1$ 天端延長 $L_1$ 幅 $w$ 延長 $L$	-100	幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表 裏法層。		7-2-4-5
								-100			
								-200			
								-300			
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	2		捨石工	基準 高 ▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		7-2-5-2
								±300			
								-100			
								-200			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	5	5		海岸コンクリートブロック工	基礎	±300	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5
							標準高	±500			
							高	±ブロックの高さの1/2			
							▽				
							天端幅 w	±ブロックの高さの1/2			
							天端延長 L	±ブロックの高さの1/2			
7	河川海岸編	2	5	9		石砕工	基礎高	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9
							厚さ t	-50			
							高さ h	-50			
							延長 L	-100			
									1施工箇所毎		
7	河川海岸編	2	5	10		場所打コンクリート工	基礎高	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10
							幅 w	-30			
							高さ h	-30			
							延長 L	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	検査	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11	
						砕石、砂	±50				
						コンクリート	±50	底版完成時、各壁1ヶ所		7-2-5-11	
						壁厚 t <sub>1</sub>	±10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
						幅 w	+30, -10	完成時、四隅			
						高さ h <sub>1</sub>	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
						長さ L	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所			
						底版厚さ t <sub>2</sub>	+30, -10	底版完成時、四隅			
						フーチング高さ h <sub>2</sub>	+30, -10	据付完了後、両端2ヶ所			
						法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000 t未滿 ±100	据付完了後、天端2ヶ所			
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000 t以上 ±150				
ケーソン重量2000 t未滿 100以下 t以上 2000以下											
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 揚所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11	
						基準高▽	±50				
						水	±50				
						厚さ t	±30				
						幅 w	±30				
長さ L	±30										

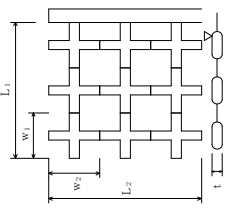
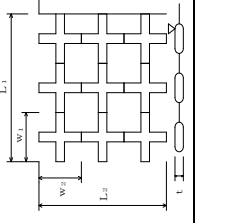
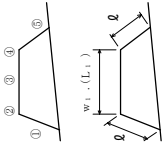
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	5	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
							幅 w	+20, -10			
							高 さ h	+20, -10			
							長 さ L	+20, -10			
7	河川海岸編	2	5	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		7-2-5-12
							隣接ブロックとの 間隔1'、2'	50以下			
							基礎 高				
							陸 上	±30			
7	河川海岸編	2	5	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 雑岸コンクリートブ ロック	水 中	±50	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12
							厚 さ t	±30			
							幅 w	±30			
							長 さ L	±30			
7	河川海岸編	2	6	2		捨石工	異形アロガ据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		7-2-6-2
							異形アロガ据付面 (乱積)以外の高 さ	±300			
							法 長 ℓ	-100			
							天 端 幅 w	-100			
							天 端 延 長 L	-200			

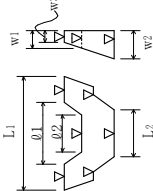
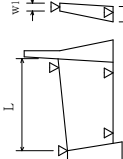
単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
7	河川海岸編	2	6	3		根固めブロック工	基礎	積	±300	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-6-3			
							乱	積	± t / 2						
							厚	さ t	-20						
							幅	層	積				-20		
								乱	積				- t / 2		
							延長	層	積				-200		
								乱	積				- t / 2		
							基礎	層	積				±300		
							高	乱	積				± t / 2		
							▽	厚	さ t				-20		
7	河川海岸編	2	7	3		消波ブロック工	基礎	積	±300	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-7-3			
							乱	積	± t / 2						
							厚	さ t	-20						
							幅	層	積				-20		
								乱	積				-20		
							延長	層	積				-200		
								乱	積				-20		
							基礎	層	積				±300		
							高	乱	積				± t / 2		
							▽	厚	さ t				-20		
7	河川海岸編	3	3	3		捨石工	本	均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-3-3-3			
							基礎	荒	均 し				±500		
								均	し				±300		
								被	覆				±500		
							高	均	し				±300		
								▽	法				長	θ	
								天	端				幅	w <sub>1</sub>	
									天				端	延長	L <sub>1</sub>

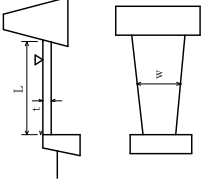
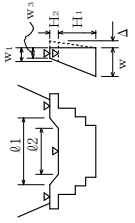
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

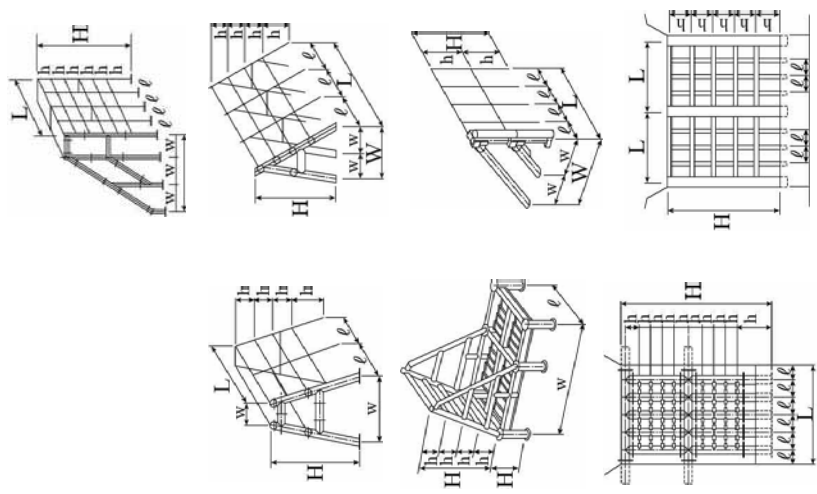
編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
8	砂防編	1	砂防堰堤	3	工場製作工	鋼製堰堤仮設材製作工	部材	±3...0 ≤ 10 ±4...0 > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-3-4		
							部材長 $\theta$ (m)						
8	砂防編	1	砂防堰堤	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 $\nabla$	±30	図面の表示箇所にて測定。		8-1-8-4		
							天端部 堤幅	w <sub>1</sub> , w <sub>3</sub> w <sub>2</sub>					-30
							水通しの幅 $\theta_1, \theta_2$						±50
							堤長	L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>					-100
8	砂防編	1	砂防堰堤	6		コンクリート御座工	基準高 $\nabla$	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さ $\theta$ は、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6		
							幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>					-30
							長さ	L					-100

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

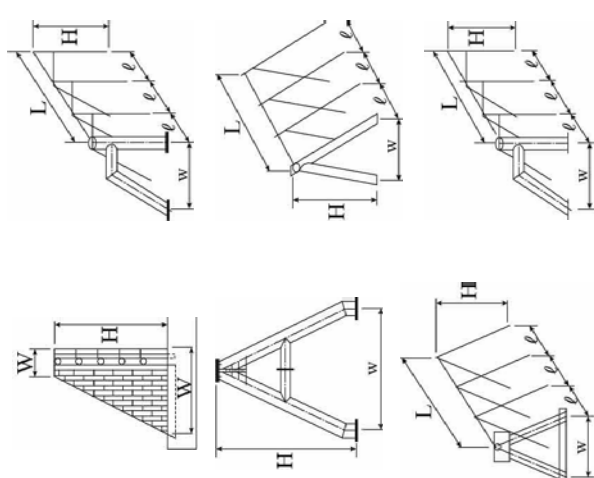
編		章	節	条	検査	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防堰堤	1	8	8		水叩工		基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8
								幅 w	-100			
								厚さ t	-30			
								延長 L	-100			
8	砂防堰堤	1	9	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)		堤高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
								長さ $l_1, l_2$	$\pm 100$			
								幅 $w_1, w_2, w_3$	$\pm 50$			
								下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02 H_1$			
								袖高 $\nabla$	$\pm 50$			
								幅 $w_2$	$\pm 50$			
								水通し部				
								袖部				
								下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02 H_2$			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	校査	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
8	砂防堰堤	1	砂防堰堤	9	鋼製堰堤工	鋼製堰堤本体工 (透過型)	2	5	9	鋼製堰堤工	単位：mm 8-1-9-5 図面の寸法表示箇所所で測定。 
							堤長 L $\pm 50$ 堤長 $\theta$ $\pm 10$ 堤幅 W $\pm 30$ 堤幅 w $\pm 10$ 高さ H $\pm 10$ 高さ h $\pm 10$				
次頁に続く											

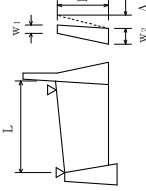
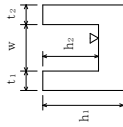
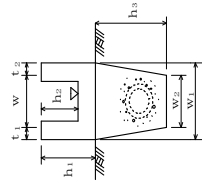


出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	核査	種	工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工	(透過型)				<p>8-1-9-5</p>	

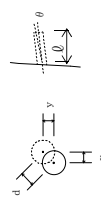
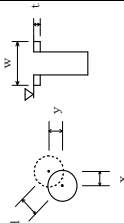
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	検査	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	8 砂防編	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、軸高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
						長さ L	$\pm 100$			
						幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$			
						下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H$			
						高さ h	-50			
						h $\geq 3m$	-100			
8	8 砂防編	5 床固必工	8		魚道工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
						幅 w	-30			
						高さ $h_1, h_2$	-30			
						厚さ $t_1, t_2$	-20			
						延長 L	-200			
8	8 砂防編	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
						厚さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 w	-30			
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高さ $h_1, h_2$	-30			
						深さ $h_3$	-30			
延長 L	-200									

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防欄	3	7	4		集排水ボーリング工	掘孔深さ $\phi$	設計値以上	全数		8-3-7-4
							配置誤差 d	100			
							せん孔方向 $\theta$	±2.5度			
8	砂防欄	3	7	5		集水井工	基準高 $\nabla$	±50	全数測定。 偏心率は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5
							偏心率 d	150			
							長さ L	-100			
							巻立て幅 w	-50			
							巻立て厚さ t	-30			
8	砂防欄	3	9	6		合成杭工	基準高 $\nabla$	±50	全数測定。		8-3-9-6
							偏心率 d	D/4以内かつ 100以内			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダム コンクリート工			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打線目の接線部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む）。 ③ジョイント間隔（横縫目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査箇の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
堤長	-100									
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダム コンクリート工			コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	-100, +60			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	校査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	ダム	コンクリートダム工 (副ダム)			天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについで3リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			

J : ジョイント

出来形管理基準及び規格値

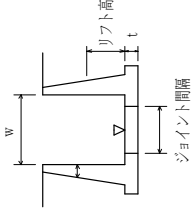
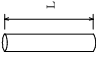
編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編	4		コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、箱型、箱型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接合部とする。 ③長さとは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長	±100			
						厚	±20			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

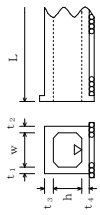
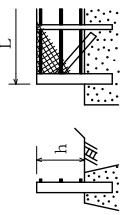
編		章	節	条	校査	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム編	2	4	5		コアの盛立		基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラー）の場合		9-2-4-5
								外側境界線	-0, +500			
9	ダム編	2	4	6		フィルターの盛立		基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
								外側境界線	-0, +1000			
								盛立幅	-0, +1000			
9	ダム編	2	4	7		ロックの盛立		基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
								外側境界線	-0, +2000			

出来形管理基準及び規格値

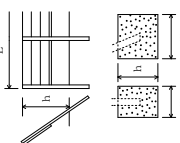
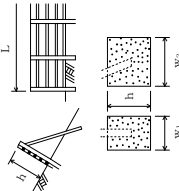
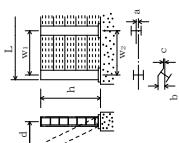
編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルターダム				フィルターダム (深water社)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所所で測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
9 ダム編	3 基礎グラウト工	3 ボーリング工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテニンググラウトに適用する。		9-3-3
						配置 誤差	100			



出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	1	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長さ $l$ (m)	$\pm 3 \sim 0 \leq 10$ $\pm 4 \sim 0 > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。		10-1-3-2
10	1	1	9	6		場所打函築工	基準	高 $\nabla$	$\pm 30$	画端、施工継手及び図面の寸法表示箇所所で測定。		10-1-9-6
							厚さ	$t_1 \sim t_4$	-20			
							幅	(内法) $w$	-30			
							高	さ $h$	$\pm 30$			
							延長	$L < 20m$	-50			
								$L \geq 20m$	-100			
10	1	1	11	4		落石防止網工	幅	$w$	-200	1 施工箇所毎		10-1-11-4
							延長	$L$	-200			
10	1	1	11	5		落石防護柵工	高	さ $h$	$\pm 30$	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		10-1-11-5
							延長	$L$	-200			

出来形管理基準及び規格値

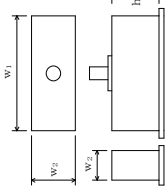
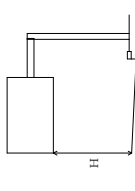
編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	1	11	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6
							延長 L	-200			
							基礎幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
							高さ h	-30			
10	道路編	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7
							延長 L	-200			
							基礎幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
							高さ h	-30			
10	道路編	1	12	4		遮音壁基礎工	打込み φ	-10%	全数		10-1-12-4
							埋込み φ	-5%			
							幅 w	-30			
							高さ h	-30			
10	道路編	1	12	5		遮音壁本体工	延長 L	-200	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5
							間隔 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	±15			
							支柱ずれ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒れ d	h×0.5%			
							高さ h	+30, -20			
							延長 L	-200	1施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均( $\bar{X}_{10}$ )			
10 道 路 編	2 鋪 装	4 鋪 装 工			歩道路盤工 取合鋪装路盤工 路肩鋪装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長20m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定 幅は、片側延長20m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面鋪装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						t < 15cm	-30	-10			
						t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100	—			
10 道 路 編	2 鋪 装	4 鋪 装 工			歩道鋪装工 取合鋪装工 路肩鋪装工 表層工	厚さ 幅	-9 -25	-3 —	幅は、片側延長20m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コア一を採取して測定。	10-2-4	

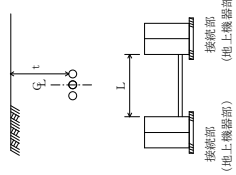
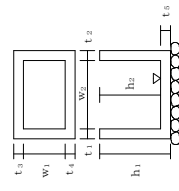
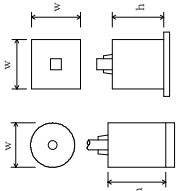
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	2	舗装	5	排水構造物工	排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
							延長L	-200			
10	道路編	2	舗装	7	路掛版工 (コンクリート工)	路掛版工 (ラバーシユウ)	基準高	±20	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		10-2-7-4
							各部の厚さ	±20			
							各部の長さ	±30			
							各部の長さ	±20			
							厚さ	—			
							中心のずれ	±20			
10	道路編	2	舗装	9	標準識工 (標識基礎工)	大型標識工 (標識基礎工)	アンカー長	±20	基礎一基毎		10-2-9-4
							幅 $w_1, w_2$	-30			
							高さ $h$	-30			
10	道路編	2	舗装	9	標準識工 (標識柱工)	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4

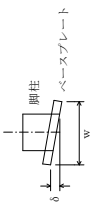
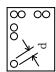
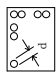
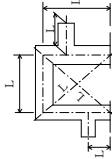
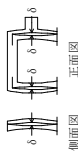
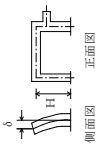
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	2	道路舗装	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深 $t$	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5
							延長 $L$	-200			
10	2	道路舗装	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 $\nabla$	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 $w_1, w_2$	-30			
							※高さ $h_1, h_2$	-30			
10	2	道路舗装	12	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 $w$	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6
							高さ $h$	-30			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路 編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートとの鉛直度 $\delta$ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3		
								部 材				ベースプレート	全数を測定。
							部 材	ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3
							部 材	ベースプレート	孔の径 d	0~5	全数を測定。		
							仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	±5... L ≤ 10m ±10... 10 < L ≤ 20m ±(10+(L-20)/10)...	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3	
							仮組立時	はりのキャンパス及び柱の曲がり $\delta$ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。			
							仮組立時	柱の鉛直度 $\delta$ (mm)	10... H ≤ 10 H... H > 10	各柱及び片持ばり部を測定。	H : 高さ (m)		10-3-3-3

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-6-8
						厚 さ t	-20			
						天端幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天端幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天端長 $\theta_1$	-50			
						敷 長 $\theta_2$	-50			
						胸壁間距離 $\phi$	$\pm 30$			
						支間長及び中心線の変位	$\pm 50$			
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値										
計画高	$+10 \sim -20$									
平面位置	$\pm 20$									
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下									

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	3	7	9	1	橋脚駆体工 (張出式) (重力式) (半重力式)		基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-7-9
								厚さ t	-20			
								天端幅 $w_1$ (橋脚方向)	-20			
								敷幅 $w_2$ (橋脚方向)	-50			
								高さ h	-50			
								天端長 $\theta_1$	-50			
								敷長 $\theta_2$	-50			
								橋脚中心間距離 $\theta$	$\pm 30$			
								支間長及び中心線の変位	$\pm 50$			
								支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	$+10 \sim -20$			
平面位置	$\pm 20$											
アンカーボルトの箱抜き規格値	1/50以下											

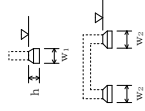
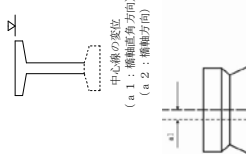
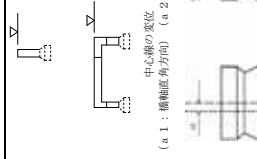

単位：mm



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋架下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。橋抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天端幅 $w_1$	-20			
						敷 幅 $w_2$	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ $l$	-20			
						橋脚中心間距離 $\emptyset$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
						支 承 部 箱 抜 き 寸 法 の 規 格 値 の	+10~-20			
						平 面 位 置	$\pm 20$			
T-カ-ボ-ト孔の鉛直度	1/50以下									
10 道路編	3 橋架下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 (橋脚方向) w	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ $l$	-50			

### 出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道 路 編	3	橋 梁 下 部	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
							幅 $w_1, w_2$	-50			
							高 さ h	-50			
10	道 路 編	3	橋 梁 下 部	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
							橋脚中心間距離 $\phi$	$\pm 30$			
							支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
10	道 路 編	3	橋 梁 下 部	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
							橋脚中心間距離 $\phi$	$\pm 30$			
							支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
10	道 路 編	3	橋 梁 下 部	11	8	現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※ $\pm 5$	主桁、主橋の全継手数の1/2を測定。 ※は耐震性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

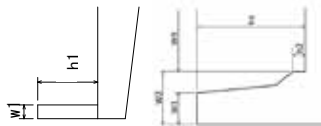
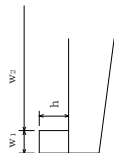
編		章	節	条	仕様	工 種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	4	鋼橋上部	9		橋梁用高鋼製作工	部材	部材長さ $\phi$ (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。		10-4-3-9
							部材					
10	道路編	4	鋼橋上部	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	据付け高さ 注1)	$\pm 5$	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
							可動支承の移動 可能量 注2)	可動支承の移動 可能量 注2)				
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コリナート 橋	$4 \pm 0.5$ $\times (B -$ $2)$	支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勻配なりに据付ける 場合を除く。		
							橋軸方向	鋼橋				
							橋軸直角方向	コリナート 橋	$4 \pm 0.5$ $\times (B -$ $2)$	注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
							可動支承の橋軸 方向のずれ、 同一支承線上の 相対誤差					
							可動支承の移動 移動量 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上	5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
							据付け高さ 注1)					
10	道路編	4	鋼橋上部	10	2	支承工 (ゴム支承)	可動支承の移動 可能量 注2)	据付け高さ 注1)	$\pm 5$	上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下とす は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勻配なりに据付ける 場合を除く。		
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コリナート 橋	$4 \pm 0.5$ $\times (B -$ $2)$			
							橋軸方向	橋軸方向	1/300	注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
							橋軸直角方向					
							可動支承の橋軸 方向のずれ、 同一支承線上の 相対誤差	可動支承の橋軸 方向のずれ、 同一支承線上の 相対誤差	5	支承の平面寸法が300mm以下とす は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勻配なりに据付ける 場合を除く。		
							可動支承の移動 移動量 注3)	可動支承の移動 移動量 注3)				

単位：mm

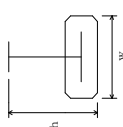
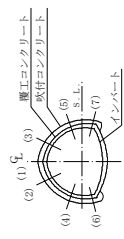
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	4	鋼橋上部	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定 D:アンカーボルト径 (mm)		10-4-8-3
							アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内			
10	道路編	4	鋼橋上部	5		地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
							地覆の高さ $h$	-10~+20			
							有効幅員 $w_2$	0~+30			
10	道路編	4	鋼橋上部	6 7		橋梁用防護構工 橋梁用高欄工	天端幅 $w_1$	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
							地覆の幅 $w_2$	-10~+20			
							高さ $h_1$	-20~+30			
							高さ $h_2$	-10~+20			
							有効幅員 $w_3$	0~+30			
10	道路編	4	鋼橋上部	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
							高さ	±4			

単位: mm

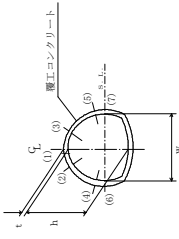


出来形管理基準及び規格値

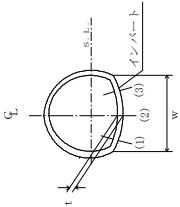
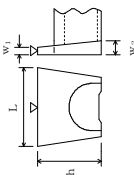
編		章	節	条	検査	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレヒーム桁橋工	2			プレヒーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト ンク後後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
					高さ h	10 -5					
					桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15... ± 10 ℓ ≥ 15... ± (0-5) かつ -30mm以内					
					横方向最大タワミ	0.80					
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	3			吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものと	<p>施工延長20m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 (注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準 (構造編) にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。</p> 	10-6-4-3	
					位置間隔	—					
					角	—					
					削孔深さ	—					
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	4			ロックボルト工	孔	径	施工延長20m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
					突出量	プレート下面 から10cm以内					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

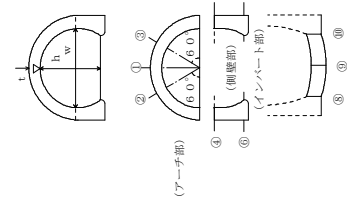
編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工20mにつき1ヶ所。 (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (5) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は20mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な掘山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		10-6-5-3
				幅 w (全幅)		-50				
				高さ h (内法)		-50				
				厚さ t		設計値以上				
				延長 L		—				
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5
				厚さ t		-30				

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	6 インバート工	4	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工20mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
							厚さ t	設計値以上			
							延長 L	—			
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4	4		坑門本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4
							幅 $w_1, w_2$	-30			
							高さ h	-50			
							延長 L	-100			
							-200				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	検査	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	10	8	5		明り巻工		基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長20mにつき1ヶ所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑥において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
							幅 w (全幅)	-50			
							高さ h (内法)	-50			
							厚 さ t	-20			
							延 長 L	—			

単位：mm

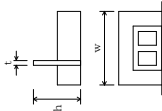
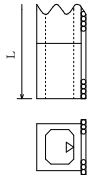
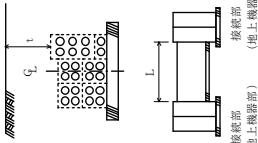


出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	仕様	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工		基準高 $\nabla$	$\pm 30$	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-2
							厚さ t	-20			
							内空幅 w	-30			
							内空高 h	$\pm 30$			
							ブロック長 L	-50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工		厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4
							幅 w	-20			
							長さ L	-20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)		幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂放にて測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)		厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5

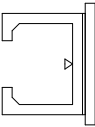
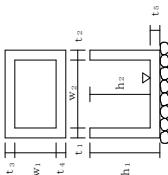
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	11	共同溝	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-5
							幅 w	±50			
							厚 さ t	-20			
10	道路編	11	共同溝	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：1 施工箇所毎		10-11-7-2
							延 長 L	-200			
10	道路編	12	電線共同溝	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		10-12-5-2
							延 長 L	-200			

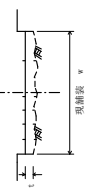
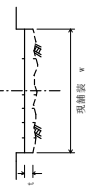
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	校査	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	10	12	5	3		ブレキキャスタボックスクス工 (特殊部)	基準 高 $\nabla$	$\pm 30$	接縫部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
10	10	12	6	2		ハンドホール工	基準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1ヶ所毎 ※は現勢打部分のある場合		10-12-6-2
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 $w_1, w_2$	-30			
							※高さ $h_1, h_2$	-30			

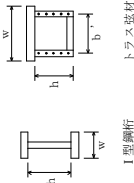
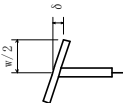
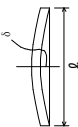
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)	平均の測定値 ( $\bar{X}_p$ )			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	5		切削オーバーレイ工		厚さ t	-7	-2	厚さは20m毎に「現舗表高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、延長20m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。		10-14-4-5
							厚さ t (オーバーレイ)	-9				
							幅 w	-25				
							延長 L	-100				
							平坦性	—	$3m^2$ B7/6/4- $\sigma$ - ( $\sigma$ )2.4mm以下 直線式(定付き) ( $\sigma$ )1.75mm以下			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	7		路上再生工		厚さ t	-30		幅は延長20m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							幅 w	-50				
							延長 L	-100				


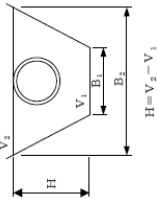
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	雑	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									桁等	トラス・アーチ等		
10	16	3	4		桁補強材製作工		フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2... w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)... 2.0 < w	主桁・主構	トラス・アーチ等 各支点及び各支間 中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4
							フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	主桁	各支点及び各支間 中央付近を測定。		10-16-3-4
							圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)		10-16-3-4

単位：mm

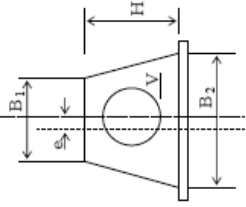
(単位: mm)

編	類	種	技	工	測	管	規	測	測	描
13	農地	1	5	1	1	標準高(V) $\nabla$	±30	設計図書に示された基準高については、旅行延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。		Vは管底(V1)を原則とするが、管底での測定作業が困難な場合は、管頂上(V2)でもよい。
					2	±50				
13	農地	1	4	1	1	旅行延長L	-0.1% 200m 未満 -200	施工延長概ね50m につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所を測定する。		基礎材が異なる場合は種類別に測定する。 高さ(H)の管理はV1V2で算出するものとする。
					2	-100				
13	農地	1	4	1	幅(B)	-65	±30	施工延長概ね50m につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所を測定する。	$H = V_2 - V_1$	
					高さ(H)	±20				

(単位:mm)

編 号	農 地 備 考	測 定 項 目	管 理 基 準 値	規 格 値 (参考)	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
13	農 地 備 考	ため池 (堤体工)					測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 出来形測定と写真(は同一箇所で行う。 出来形図は横断面図を利用して作成する。
2	ため池 (堤体工)	標準高(V)	±65	±100	線的なものについては施工延長概ね20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未滿は2箇所測定する。		
		堤体幅(W)	先端幅 小段幅等 -65	-100			
		法長(L)	-65	-100			
		施工延長		-200			
13	農 地 備 考	ため池工 (刃金工)					
2	ため池	厚さ a, b, c		±50	計画測点毎に測定、測点間隔が 10m 以上の場合は 10m 毎に測定点を増す。		
		高さ h		±50			
		標準高		±50			
				±0.1% ただし、施工延長 150m 未滿 150			
13	農 地 備 考	洪水吐工					スパン長の標準を9mとした場合
2	ため池	標準高(V)	±20	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズシについては、施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜横断面図の寸法表示を測定する。		
		幅(B)	±20	±30			
		厚さ(T)	±13	±20			
		高さ(H)	±20	±30			
		中心線のズシ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100			
		スパン長(L)	直線部 ±13 曲線部 ±20	直線部 ±20 曲線部 ±30			
		施工延長(又は長さ)		-150			

(単位: mm)

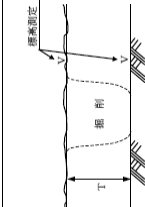
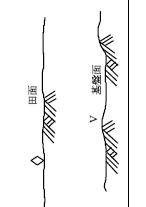
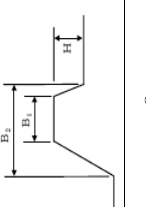
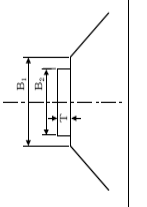



編 号	章 節	技 術 案 集	工 種	測 定 項 目	管 理 基 準 値	規 格 値 (参考)	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
13	農 地 備		埋管工 回上付帯構 造物(土砂 吐ゲート等)	基準高(V)	±20	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては、施工延長10mにつき1箇所の割合で測定する。		1 基準高(V)は管底を原 則とする。 2 プレキャストコンクリート 製品使用の場合がある。
				幅(B)	+20 -13	±20	ジョイント間隔については、1本毎に測定する。		
				厚さ(T)	+20 -13	±20	箇所単位のものについては適宜構造図寸法表示箇所を測定する。		
				高さ(H)	±13	±20			
				中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部±50 曲線部±100			
				施工延長		-150			




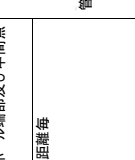
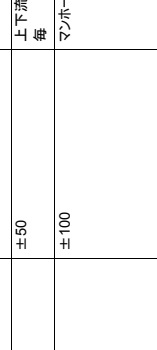
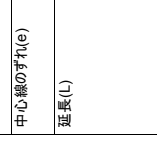
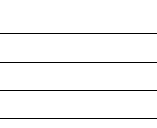
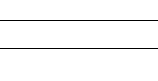
(単位:mm)

編	章	節	条	項	工種	測定項目	管理基準値	規格値 (参考)	測定基準	測定箇所	概要
13	農地 地帯 編	3	2	5	テラス (階段畑)	幅(B1)	指定したとき +300 -100	-150	テラス延長おおむね 100m 当たり 1 箇所測定する。		
						耕起幅(B2)	指定したとき ±100	-150			
						側溝幅(B3)	+100 -50	-75			
						側溝高さ(H)	指定したとき +100 -50	-75			
					法勾配(S)	指定したとき +2分 -1分					
13	農地 地帯 編	3	2	7	耕土 掘り起 し	耕起深	果樹 -50 野菜 -10	果樹 -75 野菜 -15	おおむね 1ha 当たり 10 箇所測定するほか、つば掘り 2 箇所/ha		
						幅(B)	+150 -100	-150			
13	農地 地帯 編	3	2	農用地 造成	道路工 (耕作道)	幅(B)	+150 -100	-150	施工延長おおむね 100m 当たり 1 箇所測定する。		
						厚さ(T)	±30	-45			
						側溝幅員(b)	+100 -50	-75			
						側溝高さ(H)	+100 -50	-75			
13	農地 地帯 編	3	2	農用地 造成	改良山成	基準高(V)	指定したとき ±200	±300	基準高については切土部を 40mメッシュ地点で測定する。 法勾配については、40mメッシュ線と切土法原との交点で測定する。 (測定間隔はおおむね 40m)		切土部のみ対象とする。
						法勾配(S)	指定したとき ±1分				

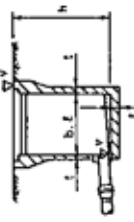
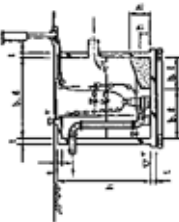
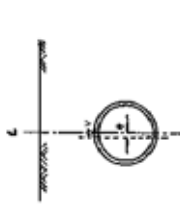
(単位: mm)

章	節	条	技 術	工 程	測 定 項 目	管 理 基 準 値	規 格 値 (参考)	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
13	4	13	4	農地整備工	1	+20% -15%	-20%	10a 当たり 3 点以上 (標高差測定又はつぼ掘りによる。)		基準高は、基準面の高さとする。
					3				表土扱い	
13	4	13	4	農地整備工	3	指定したとき ±100	±150	10a 当たり 3 点以上 (標高測定する。)		基準高は、基準面の高さとする。
					4				基礎整地	
13	4	13	4	農地整備工	3	±35	±50			均平度は、表土埋戻し後に測定する。
					4				表土整地	
13	4	13	4	農地整備工	3	+100 -35	-50			
					4				陸揚工	
13	4	13	4	農地整備工	3	+100 -35	-50			
					4				陸揚工	
13	4	13	4	農地整備工	3	±30	-45			
					4				道路工 (砂利道)	
13	4	13	4	農地整備工	3	+150 -100	-150			
					4				道路工	
13	4	13	4	農地整備工	3		-0.2% ただし、延長 200m未満 -400			
					4				道路工	

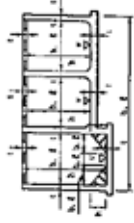
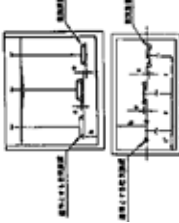

(単位: mm)

編 号	地 区 編 号	工 程 技 術	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
13	農 地 編	管 路 施 設 (管 路 工)	基 準 高 (V) 勾 配 中 心 線 の ず れ (e) 延 長 (L)	±30 - ±50 ±100	上 下 流 マ ン ホ ー ル 端 部 及 び 中 間 点 毎 逆 勾 配 及 び 零 勾 配 で な い こと 上 下 流 マ ン ホ ー ル 端 部 及 び 中 間 点 毎 マ ン ホ ー ル 間 距 離 毎	管 布 設 後 埋 戻 し 前 に 測 定  管 布 設 後 埋 戻 し 前 に 測 定 	自 然 流 下 における 開 削 工 の 埋 設 管 路 に 適 用 中 間 点 につ いて は、管 頂 高 を 測 定 し 計 算 に よ り 算 出 す る。 管 布 設 後 埋 戻 し 前 に 測 定
13	農 地 編	マ ン ホ ー ル 施 設 (全 体)	基 準 高 (V) 幅 又 は 内 径 (b) 長 さ (L) 高 さ (h) 厚 さ (t)	±30 -30 -30 -30 -20	マ ン ホ ー ル 毎	マ ン ホ ー ル と 管 の 接 合 部 を 含 む  但 し、二 次 製 品 の 場 合 は 幅 又 は 内 径、長 さ、高 さ、厚 さ につ いて は 規 格 証 明 書 に よ り 確 認 す る こ と が で き る。 管 布 設 後 埋 戻 し 前 に 測 定 	
13	農 地 編	マ ン ホ ー ル 施 設 (取 付 管)	基 準 高 (V) 中 心 線 の ず れ (e)	±30 ±50	公 共 ま す 及 び 本 管 と の 接 合 毎 本 管 取 付 部 につ いて は 取 付 管 の 管 径 が 本 管 の 中 心 線 より 上 方 で あ る こ と	管 布 設 後 埋 戻 し 前 に 測 定  管 布 設 後 埋 戻 し 前 に 確 認 	

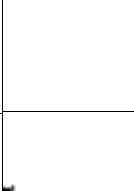
(単位: mm)

編 号	章 節	表 題	工 程	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
13	農 地 編		公共ます(全 体)	基準高(V)	±30	公共ます毎 公共ますと管路の接合部、ます壁 体の接合部及びます底部から地下 水等の浸入が防止できるように施工 されていること。		公共ますと取り付け管の接合部を含 む。  但し、二次製品の場合は幅又は内 径、長さ、高さ、厚さについては規格証 明書により確認することができる。
				幅又は内径(b)	-30			
				長さ(L)	-30			
				高さ(h)	-30			
				厚さ(t)	-20			
13	農 地 編		中継ポンプ施 設(ポンプます)	基準高(V)	±30	ポンプます毎 ポンプますと管路の接合部、ポンプま す胴体の接合部及びポンプますの 底部から汚水の漏水、地下水の浸 入が防止できるように施工されてい ること。 路面に設置する場合には、蓋又は ポンプます上端部は、路面と段差が なく、かつなめらかに据え付けられて いること。また雨水等の浸入が防止 できるように施工されていること。		但し、二次製品の場合は幅又は内 径、長さ、高さ、厚さについては規格証 明書により確認することができる。 管布設後理め戻し前に測定
				幅又は内径(b)	-30			
				長さ(L)	-30			
				高さ(h)	-30			
				厚さ(t)	-20			
13	農 地 編		中継ポンプ施 設(圧送管)	基準高(V)	±30	吐出管末端部及びおひらきね 20mに 1箇所。		管布設後理め戻し前に確認
				中心線のずれ(e)	±50			

(単位: mm)

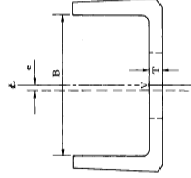
編 号	農 地 編	技 術 要 求	工 程	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
13	農 地 編		汚水処理施設 (コンクリート構造 物)	基準高(V)	±30	水槽及び水路毎		
				幅又は内径(b)	-30			
				長さ(L)	-30			
				高さ(h)	-30			
				厚さ(t)	-20			
13	農 地 編		汚水処理施設 (ぼっ気沈砂槽)	砂溜槽流出開口部の基準高 (V)	±30	施設毎		
13	農 地 編		汚水処理施設 (流量調節槽)	設置高さ(h)	±5	1箇所選定 散気装置毎		
				中心線位置(b)	±5			
				基準とする散気装置とのずれ(e)	±5			
				立下り管間隔(L及びL')	±5			
13	農 地 編		汚水処理施設 (沈砂分離施設)	流入・流出管の開口部基準高 (V)	±30	開口部毎 流出開口部の基準高は流出開口 部より高くならねばならないこと。		

(単位:mm)

編 号	農 地 編	工 程	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
13	農 地 編	汚水処理施設 (回分槽)	上澄水排出部基準高(v)	±30	施設毎		
13	農 地 編	汚水処理施設 (沈殿施設)	魏流トラフ流出部基準高(v)	±30	施設毎		
13	農 地 編	汚水処理施設 (消毒施設)	消毒器施設面及び流出部の開口部基準高(v)	±30	施設毎		
13	農 地 編	汚水処理施設 (汚泥濃縮槽)	魏流トラフ流出部又は脱離液流出管の基準高(v)	±30	施設毎		
13	農 地 編	汚水処理施設 (汚泥濃縮貯留槽)	脱離液流出管の基準高(v)	±30	(1箇所測定)		
			(散気装置)設置高さ(l)	±5	基準とする散気装置		
			中心線位置(b)	±5			
			基準とする散気装置とのずれ(e)	±5	散気装置毎		
			立下り管間隔(L及びL')	±5	立下り管間隔毎		
13	農 地 編	汚水処理施設 (汚泥貯留槽)	(散気装置)設置高さ(l)	±5	1箇所測定		
			中心線位置(b)	±5			
			基準とする散気装置とのずれ(e)	±5			
			立下り管間隔(L及びL')	±5			

(単位: mm)

編 号	農 地 編	工 程	測 定 項 目	管 理 基 準 値	規 格 値 (参考)	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
13	農 地 編	頭首工	基準高	±20	±30	構造図の寸法標示箇所を測定する。		
			幅 b	天端幅等 ±20 エプロン部 ±40	天端幅等 -30 エプロン部 -60			
			厚さ t	導流壁・エプロン部 +30 -20	導流壁・エプロン部 +30 -20			
			高さ h	導流壁 +30 -20	導流壁 +30 -20			
			長さ l	導流壁・エプロン部 +100 -65	導流壁・エプロン部 -100			
13	農 地 編	フリコールム(閉水路)	基準高 V	±20	±30	基準高・中心線のスレ(直線部)については施工延長おおよそ 50m につき 1 箇所の割合で測定する。		
			幅 B	+25 -15	-25	中心線のスレ(曲線部)については 10m につき 1 箇所の割合で測定する。		
			厚さ T	+20 -15	-20	上記未満は 2 箇所測定する。		
			中心線のスレ	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100			
			施工延長		-0.1% ただし延長 150m 未満 -150			



(単位:mm)

編 号	種 類	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	検 査
10	1	特殊モルタル吹付工	吹付量	設計量以上	全数		現場搬入時に監督員の立会確認。
1	2	特殊モルタル吹付工	吹付量	設計量以上	全数		施工後の使用残量、使用済空袋、空缶の監督員の立ち会い確認
1	1	特殊モルタル吹付工	付着量(6kg 吹き)	190g以上 (6kg × 0.04 m <sup>2</sup> (供試体面積は1辺 20cm の場合) × 0.87 × 0.9)	施工面積 50 m <sup>2</sup> につき1 箇所		測定は吹付後 7 日以上のものでし、付着量には供試体重量は含めない。
			付着量(10kg 吹き)	280g以上 (10kg × 0.04 m <sup>2</sup> (供試体面積は1辺 20cm の場合) × 0.87 × 0.8)			
			接着強度	設計基準強度を下回る確率が 1/4 以下で、 設計基準強度の 80%を下回る確率が 1/20 以下	施工面積 500 m <sup>2</sup> 未満は、50 m <sup>2</sup> につき1 箇所、 500 m <sup>2</sup> 以上は 100 m <sup>2</sup> につき1 箇所 (供試体の接着面に対し直角に引張力を徐々に 与え 1 分間で測定)		供試体(モルタル)の寸法 2cm × 2cm × 2cm、フック器具付 標準設計強度(28 通過強度): 0.8N/mm <sup>2</sup>